

講史小説と歴史書（1）

——『三国演義』、『隋唐両朝史伝』を中心に——

上 田 望

序

- 1 講史小説と「講史」
- 2 既存研究概況
- 3 研究の指針

第1章 宋元明三代における通俗歴史書の流行史

- 第1節 『通鑑』の末裔(1)——『通鑑』のダイジェスト——
- 第2節 『通鑑』の末裔(2)——『通鑑』の続編——
- 第3節 『綱鑑』の誕生とその後

小 結

第2章 『三国演義』諸版本と歴史書

- 第1節 原『三国演義』の基づいた歴史書
- 第2節 嘉靖本『三国志通俗演義』と歴史書
- 第3節 『三国志伝通俗演義』と歴史書

小 結

第3章 隋唐故事の講史小説をめぐる諸問題

- 第1節 隋唐故事の講史小説の展開
- 第2節 『唐書志伝通俗演義』の基づいた歴史書
- 第3節 『唐書志伝通俗演義』から『隋唐両朝史伝』に至るまでの道程
- 第4節 『隋唐両朝史伝』の基づいた歴史書

附 『隋唐両朝史伝』は羅貫中の作品か

小 結

第4章 『残唐五代史演義』と英雄物語

以下、次稿

東洋文化研究所紀要 第130冊

第1節 『残唐五代史演義』の構成

第2節 『残唐五代史演義』の基づいた歴史書

第3節 『残唐五代史演義』の編集者楊麗泉

小 結

第5章 趙匡胤物語の演变——『南宋志伝』、『飛龍全伝』より見た——

第1節 『南宋志伝』と『五代史平話』

第2節 『南宋志伝』の基づいた歴史書

第3節 『南宋志伝』と『飛龍全伝』

小 結

第6章 楊家将物語の演变——『北宋志伝』、『楊家將演義』より見た——

第1節 宋元明三代の楊家将物語

第2節 『北宋志伝』と『楊家將演義』

第3節 『北宋志伝』の基づいた歴史書

小 結

第7章 その他の講史小説——『大宋中興通俗演義』ほか——

第1節 熊大木の目指したもの——『大宋中興通俗演義』の構成——

第2節 『列国前編十二朝』と余象斗

第3節 『東西晋演義』、『東西両晋志伝』の基づいた歴史書

結

序

1 講史小説と「講史」

本稿で考察の対象とする講史小説とは、中国の明清時代に大量に創られ、大流行をみた一群の歴史小説のことである。この中で、比較的初期の代表作『三国演義』、『残唐五代史演義』等はいずれも「講史」あるいは「講史書」と呼ばれる歴史語りの芸能から発展してきたものと考えられ、それゆえ、歴史小説という呼称は用いず、講史小説と呼びならわす。では講史小説の基礎になったと考えられる「講史」とはいかなる芸能であったのだろうか。宋代の「講史」に

ついて『都城紀勝』「瓦舎衆伎」では、「講史書は前代の書史、文伝の興廢争戦の事を説く」とあり、『夢梁錄』卷20「小説講経史」では、「講史書は通鑑、漢唐歴代の書史文伝、興廢争戦の事を講説するを謂う。戴書生、周進士、張小娘子、宋小娘子、邱機山、徐宣教有り。」と記す。『通鑑』云々とあるからには、ある程度は歴史書に基づいて年代記的構想が組み立てられ、その中に戦闘描写など虚構が織り込まれていたのであろう。時代は下るが、清末民国初の芸人もやはり歴史書はしっかり利用していたようで、阿英は、「他們(説書人のこと：筆者) 有時也参考別種読物，如講『三国』便帶一本『綱鑑』之類。」と述べている⁽¹⁾。この説書人が三国の話をする時に種本としたのが正史『三国志』や小説『三国演義』ではなく、『綱鑑』という歴史書であったという事実は非常に興味深い（『綱鑑』については後で述べる）。大塚秀高氏は、『武林旧事』卷6の「諸色伎芸人」にリストアップされた「演史」（講史）の芸人には、貢士、解元、進士、宣教、官人などの呼称が多いことから演史にはそれ相応の学問なり教養なりが必要だったのだろうと推測するが⁽²⁾、『綱鑑』が読めるからにはこの説書人にもある程度学問はあったのだろう。ただ、都市の芸能の「講史」はあくまでも娯楽であるから、史実よりも虚構に重きを置いた語り口であった筈である。以上から、「講史」とは民間で口頭伝承してきた虚構の歴史物語を主とし、それに歴史書の故事が融合した講唱芸能であったと考えられる。

近年、歴史物語（というよりも英雄物語と呼ぶ方が適當かも知れない）の研究が『花闇索伝』の研究などを皮切りに盛んになり始め、比較文学、神話学など新しい視点からの検討が試みられつつある。宋元の「講史」のことを別に「平話」とも称し、併せてその刊本となった読み物のことも「平話」と呼ぶが、ただ現在のところ純粹に平話と呼べるものは、元の至治年間に建安虞氏から出た全相平話シリーズ、あるいは原本が元のものと推定される成化説唱詞話シリーズなど短、中篇の作品だけである。宋元時代の平話は現存するものの内容から推察するに、士大夫の読む刊本になることは稀で、たとえ書物になったとし

ても永久保存する価値のある精美な刊本ではなく、漫画のように読み捨てられてしまったものと見える。こうした資料の制約もあり、今度は明清時代の講史小説も脚光を浴びるようになった。平話は講史小説の題材として取り上げられる際、読書人である作者の史観によって大抵の場合改作されてしまうが、その中にはまだなお神話的色彩の濃厚な英雄物語が残されているからである。

しかし講史小説の魅力は決してこれだけに止まらない。講史小説こそは質、量ともに明清期の通俗小説の主柱であり、その多くは今日でも読者を魅了してやまず、文学作品としての生命は未だ尽きていないが、その面白さは虚構と史実のきわどいバランスの上に成立しているのであり、そこから中国人の歴史や文学に対する見方なども見てこよう。それゆえ、民間で英雄物語の誕生した時点から、それが文人に掬い採られて小説化され、出版されて広く普及していくうちに、さまざまな方向に変容して諸異本を生じ流傳していくプロセスを小説生成の明清時代の文化的状況のなかで明らかにしていくことは、講史小説研究の中心に据えられるべき未解決の重要課題であると筆者は考える。

2 既存研究概況

従来の講史研究には大きな偏向が存在した。講史小説は大きく分けて、史実に比較的忠実な歴史演義の系統と、虚構の英雄物語を中心とする英雄伝奇の系統とがある。厳密に分類するのは難しいが、前者では『三国演義』、『東西晋演義』、『唐書志伝通俗演義』、『東西漢演義』、『大宋中興通俗演義』などがあり、後者では『説唐』、『残唐五代史演義』、『飛龍全伝』などがある。『楊家将演義』もどちらかと言えば後者に近い。英雄伝奇の物語内容は京劇など演劇によって広く中国に伝播普及しているものの、文学作品としての評価は低く、その研究も『三国演義』と比較すれば量的に皆無に等しい。鄭振鐸、趙景深の基礎的な研究や、『説唐後伝』、『北宋志伝』に関する本事考証的研究がある位である。一方、歴史演義では、『三国演義』に関する研究は無数にあるものの、それ以

外の小説の研究は殆ど行われていない。その理由は、これらの小説の多くが史実に寄り掛かりすぎた啓蒙読本のようであり魅力に乏しかったこと、そしてそのため明版の原作は中国では伝わらなくなっていたことなどが挙げられる。それゆえ、初期の歴史演義研究は主に外国人研究者の手によって進められていった。柳存仁氏の羅貫中作とされる講史小説群の書誌学的研究や、平話と小説との関わりを明らかにしようとして『南北両宋志伝』、『大宋中興通俗演義』などを取り上げた W. L. Idema 氏の研究、講史小説のテーマについて論じた馬幼垣氏の研究などがある。日本では、『三国志伝』中の花闇索からそれまでの『三国演義』の版本論に一石を投じ、講史小説中の英雄物語研究に先鞭をつけた小川環樹氏の研究、『残唐五代史演義』や『全漢志伝』の李存孝、韓信といった英雄像を検証し、英雄物語が文人の手によって次第に変質していく過程を明らかにした橋本堯氏の研究があるが、比較的早い時期に版本の問題、英雄物語論など画期的な問題提起がなされていたのにもかかわらず、その後講史小説研究はあまり振るわなかつた。しかし近年、金文京氏らの『花闇索伝』の研究からこうした英雄物語や版本の問題が注目されるようになった。大塚秀高氏は『列国志伝』のみならず調査の範囲を『隋唐両朝史伝』、『唐書志伝通俗演義』や『大唐秦王詞話』、そして様々な民間伝説や雛戯にまで広げられて“剣神”を論じられたし、小松謙氏は『全漢志伝』、『両漢開国中興伝誌』、『東西漢演義』などに見える光武帝劉秀の物語にスポットを当て、敦煌变文、戯曲、類書などの文献を博搜し、歴史書とは異なる劉秀の伝説が広く中国に伝播していたこと、そして劉秀は神仙が下界に投胎した英雄であったことなどを明らかにされた。錯綜を極める隋唐故事を題材とする講史小説についても千田大介氏や小松氏らの精力的な研究によって解決の糸口が見えてきた。版本自体の研究も急速に進み、特に『三国演義』では周強氏、金文京氏、中川諭氏、そして筆者の研究などにより、複雑なテキストの分化と流傳の構造を社会史や文化史のコンテクストで説明しようという試みがなされている。

3 研究の指針

本稿では、講史小説の総体の史的展開を跡づけることを目標に考察を進めていくが、各作品を検討するに当たって、講史小説と通俗歴史書との関わりに注目し、文人の文字文化の側より作品世界を照射しようとする視点から分析を進めていきたい。今後、講史小説の研究をより深化させていくためには、多様な視点から分析をしていくことは勿論であるが、現在我々の目にする講史小説は当時の編集者、書肆の主人等によって幾重にも史実の被膜が被せられている。本稿では特にその被膜に相当する部分に焦点を絞り、『通鑑』の流れを汲む種々の通俗歴史書との関わりを明らかにしていく。また、こうした手続を踏まなければ、講史小説の面白さの源泉とも言える、史実の被膜の下に隠れた英雄物語は見えてこないであろう。

ただこの視点からアプローチしていくためには、より精緻で微視的な版本研究が必要不可欠である。明清の小説の場合、版を重ねる毎に様相を一変させることもしばしばで、諸本の異同の検討から古態へと遡及して系統を明らかにし、その伝流の系譜のなかでの位置を確認する研究は作者や成書時期の問題、そして文学としての性格を解明する上でも大きく関わってくる筈である。

以上に述べたような立場から、本稿ではまず第1章で、講史小説を生み出す母胎の一つである、編年体の通俗歴史書の歴史を繙く。そして第2章以下では明清の代表的な講史小説を取り上げてそれらの通俗歴史書との関わりを順次明らかにし、そこからさらに一步踏み込んで、講史小説の原作が成立し流布本が定着するまでの変化流動が意味するものについて考えていきたい。

1 阿英『小説閑談』(古典文学出版社1958) 221頁。

2 大塚秀高『中国小説史への視点』(日本放送出版協会1987) 49頁参照。

第1章 宋元明三代における通俗歴史書の流行史

第1節 『通鑑』の末裔(1)——『通鑑』のダイジェスト——

北宋元豐7年(1084)の『通鑑』の完成が中国史の上で特筆すべき事項であることは言うまでもない。司馬光は周威烈王から五代後周世宗までの1361年間を294巻に分けて編年体で叙述した。それまでの歴史書が『左伝』を除いては殆ど紀伝体で書かれていたのに対し、『通鑑』が編年体で書かれたことによって、その後編年体の続編が次々と生まれる。『通鑑』の続編については第2節で詳しく論じる。また『通鑑』の注釈書も司馬光の門人劉安世の『音義』(佚)、宋王応麟『通鑑地理通釈』14巻『通鑑答問』3巻、宋司馬光『通鑑考異』30巻『通鑑釈例』1巻、宋范祖禹『唐鑑』24巻、元胡三省『通鑑釈文辯誤』12巻など枚挙に遑がないほどである。『通鑑』は編年体というだけでなく、前漢以降各朝ごとに編纂されていた断代史を一つにまとめた便利な書でもあったが、その最大の欠点は大部に過ぎることであった。それゆえ北宋期に司馬光自身が『通鑑』のダイジェストを編んだとも言われているが、その書は逸して伝わらない。南宋に入ると、後々まで大きな影響を与えた重要な刪節本が登場する。一つは朱熹の『資治通鑑綱目』(以下『綱目』と略称)59巻、もう一つは陸唐老の『増修陸狀元集百家註資治通鑑』(以下『陸氏通鑑』と略称)120巻である。朱熹は『通鑑』の記事の中から自ら要点をまとめて「綱」として大書し、分注を「目」としてこれは弟子の趙師淵に『通鑑』の文章を適宜節略して書かせた。陸唐老の『陸氏通鑑』は『通鑑』を適当に刪節しただけであるが、「百家註」と冠して諸家の註(註というよりは論)を集め、それを目玉の一つにしているテキストである。『通鑑』のダイジェストとしての知名度は『綱目』の方がはあるかに上で、中国研究に携わる人でもこの書を知る人は少ないのであろうが、元以降の『通鑑』のダイジェストは管見の限りではこの『陸氏通鑑』の系統を引

くものが多く、また明代には汲古閣から翻刻されるなど、中国においては広く長期にわたって流布している。『綱目』のように綱目を立てないスタイルの刪節本は宋代ではこの『陸氏通鑑』以外にもかなり行わっていたらしい。元好問「集諸家通鑑節要序」⁽¹⁾では司馬光が『通鑑』を作ったあと、更に「復た自ら『通鑑詳節』を為り」、その後「呂陳王陸諸人、亦皆公の例を以て之を為る。」とあり、司馬光が自ら刪節本を作っていたこと（この書は逸して伝わらない）、そして呂・陳・王・陸といった人々がそれに倣って刪節本を作っていたことがわかる。このうち、陳・王は未詳だが、呂は呂祖謙、陸は陸唐老のことを指している。汲古閣『陸氏通鑑』の総例によれば、司馬光の刪節本が上梓されるとそれはたちまちに広まって浙江、蜀などでも改訂本が刊行されていたが、その中の一つ張氏の増続本を基に諸本の長所を集めてできたのが『陸氏通鑑』であるらしい⁽²⁾。そのため『陸氏通鑑』が世に問われると、人気がこの書に集まつて諸家のテキストは次第に行われなくなつていった。『陸氏通鑑』よりも古いもので現在も残っているものとして、王重民氏は宋版『入注附音司馬溫公資治通鑑』100巻（北京図書館）、宋版『呂大著点校標抹增節備注資治通鑑』120巻を挙げる。筆者の見た内閣文庫蔵の宋刊元修本『入注附音司馬溫公資治通鑑詳節』（以下『通鑑詳節』と略称）100巻は版式が北京図書館蔵の『入注附音司馬公資治通鑑』と同じだが、このテキストの巻首には「溫公親節資治通鑑序」があり、文字も『陸氏通鑑』と大きくは違わないので、やはり本当に司馬光の刪節本がかつて存在し、それが『陸氏通鑑』などの諸本の底本となっていたのかかもしれない。また元刊本しか伝存していないが、『増節入註附音司馬溫公資治通鑑』120巻（北京図書館）も呂祖謙が自ら刪節したテキストであるとされ、原本の成立は『陸氏通鑑』よりは早かったであろう。また、これは『通鑑』のダイジェストではないが、宋代において呂祖謙（東萊先生）の『十七史詳節』273巻も編集されている。『十七史詳節』は単に十七史を適当に簡略化したものであるが、元曾先之『十八史略』をはじめとする紀伝体正史の刪節本の嚆矢である。

あり、これはこれで人気を博し明代にも度々版を重ねている。呂祖謙（1137—1181）は金華県婺州（浙江）の人で字は伯恭。隆興（1163—1164）の進士であり、朱熹（1130—1200）は徽州婺源（安徽）の人で紹興18年（1148）に進士に及第している。朱熹は呂祖謙、張栻らとともに東南の三賢と称せられ、また朱呂両人は『近思録』を共同で編集しており、全くの同時代人である。陸唐老は会稽の人で淳熙（1174—1189）の進士であるから彼らよりは若干年下であったかもしれない。南宋以降の通俗歴史書の三祖とも称すべき『綱目』、『陸氏通鑑』、『十七史詳節』三本が南宋のある時期に進士及第者によって編纂されたという事実は極めて興味深い。

さて、朱熹の『綱目』が出たためその後「○○綱目」といった綱目形式の歴史書が多く編纂されるようになった。『通鑑』との違いは「綱目」というスタイルの違いもあるが、正統非正統の区別をはっきりさせ、例えば『通鑑』では三国魏が正統とされていたのを蜀を正統に改めるなど、思想史の上でも後世に大きな影響を及ぼしたというのが最大の特色であるかもしれない。しかし、基本的には文章は『通鑑』のものとそう変わっていないから、『通鑑』に註釈が必要ならば当然『綱目』にも必要になってくる。そういう訳で『綱目』に関する註釈書もたくさん作られたのだが、その中で代表的な著述とされるのは、宋汪克寬撰『通鑑綱目考異』、宋尹起莘撰『通鑑綱目發明』、元徐昭文撰『通鑑綱目考証』、元王幼学撰『通鑑綱目集覽』、元陳濟撰『通鑑綱目集覽正誤』、元劉友益撰『通鑑綱目書法』、明馮智舒撰『通鑑綱目質實』（下線略称、以下同じ）で、これらを七家註と総称する。

元代までは七家註は各個に行われていたが、明成化九年に勅命で『綱目』が校訂され、内府で刊刻されるときにこれらの七家註も集められて『綱目』に付け足された。これによって会註本の『綱目』や『歴代通鑑纂要』が編纂される下地ができたということも大きいが、何よりも『綱目』が官刻されたという事実の方がより大きな意味を持つのではないかと筆者は考える。従来は、朱子の

『綱目』は官製の『資治通鑑』に対してどちらかと言えば民間で読まれるテキストであった。それが公式に明朝に認められ官板が出来ることで、立場が逆転し、ステータスの高い歴史書となっていくのである。さて、その後黄仲昭という人物が弘治年間に七家註を本文の各条の後に組み入れて読みやすくしたテキストを編集した。弘治11年（1498）建陽劉氏慎独齋刊本には弘治9年（1496）黄仲昭自序が冠されているが、黄仲昭は建陽と関わりのあった人物らしいので、慎独齋が働きかけて作らせたのかもしれない。『御批通鑑綱目』の底本になったのも慎独齋刊本の系統と思われる。内府刊本や慎独齋刊本など明代の『綱目』と称するテキストは、『潘氏総論』はおろか音註釈義もないテキストではあるが（胡致堂、范祖禹の評はある）、弘治以降のものには七家註が増補され相当な分量になっており、ダイジェストとは言え、受験生が通読するのはかなりしんどかったであろう（ちなみに慎独齋刊本は38冊）。そこで『通鑑』のダイジェストである『綱目』を更に簡単にした孫刪節本が作られる。いつ頃から『綱目』のダイジェストが行われるようになったかということは言いにくいけれど、現存する『綱目』のダイジェストで最も古いのは正徳2年（1507）御製序『歴代通鑑纂要』（以下『通鑑纂要』と略称）92巻であるから、多分十六世紀以前であろう。この『通鑑纂要』の成立は通俗歴史書の歴史の上でエポックメイキングな出来事であったと筆者は見ている。『通鑑纂要』は全部で92巻もあり、とても『綱目』のダイジェストには見えないが、実はこの書は周威烈王以降五代周までは成化刊『綱目』を使っているものの、その前後は『通鑑前編』、『統通鑑綱目』（以下『統綱目』と略称）などを参照して伏羲（巻1）から元順帝至正27年（巻92）までの長い時代を一書でカバーしているからである。また、巻首に掲げられた「纂輯書籍」には『通鑑』の名も見え、「引用先儒姓氏」には五十氏近い史学家の名前が挙がっており、事実、本文中にもこれらの諸家の評がある。このように諸家の評を盛り込むことは『綱目』とは別系統のダイジェスト、『陸氏通鑑』の系統の諸本が得意としていたが、『綱目』もついにその

路線を歩み始めたのである。『通鑑纂要』は李東陽、劉機が勅命により編纂したもので、正徳2年（1507）御製序のある内府刊本があるが、正徳14年（1519）には劉氏慎独齋から上梓され民間にも広まっていったものであろう。その後出た会評本タイプの『綱目』の刪節本としては、明姜宝『資治大政記綱目』72巻、明黃洪憲『歴朝紀政綱目』74巻などがあり、いずれも『綱目』を基礎に多くの先儒の史評を加えたものになっている。

さて、次に『陸氏通鑑』の系統の刪節本が辿った経路を見てみよう。『陸氏通鑑』も全120巻、明の翻刻本では48冊もある大部な書であり、やはり『綱目』と同じく更に簡略化される運命を逃れることはできなかった。宣徳3年（1428）劉氏翠岩精舎刊『少微家塾点校附音通鑑節要』（以下『節要』と略称）50巻外紀4巻は『陸氏通鑑』を大幅に簡略化したテキストである。この系統の『通鑑』のダイジェスト（『陸氏通鑑』も含める）をその代表的なテキスト『節要』の名をとて『節要』系統と呼ぶことにする。従来は『節要』の編者は福建崇安（建陽の隣県）の人、江贊であると言わされてきたが、王重民氏は巻頭に名の見える王逢、劉剗が本当の編者であったと主張している⁽³⁾。王逢は鄱陽の人、字は松鳩、明正統年間（1436—1449）に在世していたということ位しか分かっていない。劉剗は、字は元章、建陽の人であり、彼が通俗歴史書の変遷の中で果たした役割も看過できないものがある。『節要』で「京兆劉剗」とするのは、その祖劉皋が京兆の出であったからであり、劉剗は建陽刻書業界でも一二を争う劉氏の一族の出身であった⁽⁴⁾。彼自身も書賈であったことが『十九史略』の朱素朴序から知れる。また『通鑑節要続編』（以下『節要続編』と略称）の書題次行に「松鳩門人 京兆劉剗編輯」とあるので、彼は王逢に師事していた可能性も考えられる（ただ個人的に私淑していただけということもありうる）。前に劉剗が通俗歴史書の歴史上、大きな役割を果たしたと言ったのは、一つには彼が『節要』という極めて通俗的な『通鑑』のダイジェストを編集し、刊行したということもあるが、もっと重要な点は彼が『節要』や後にやはり彼のと

ころで出す『節要統編』、『十九史略』などをみな朱熹の正統思想に則って書き改めたことにある。宣徳刊本の『節要』卷2では「增按愚按朱子綱目例凡正統之歲下大書，非正統者両行分註，今並以綱目之例正之，而分註列國君名年号於甲子下。後凡非正統之國者倣此。」と劉剗が述べており、『十九史略』卷4に「按曾氏云，天下非一統者，本可各自一國編集，又恐初學讀者迷其時代之先後。今但以一國源流相接者為提頭，而附同時之國於其間。而曾氏仍陳壽之旧，以魏稱帝，而附漢吳。剗既遵朱子綱目義例，而改正少微通鑑矣。今復正此書以漢接統云。」という按語が見える。そして実際に劉剗は『節要』を『綱目』に倣つて正統、非正統の区別をし年号などの表記を改め、特に三国時代では蜀を正統に改めている。そして『十八史略』でも同じ改訂を行っている。劉剗は朱子学のお膝下建陽の人間であり、正統思想の影響を強く受けていたであろうから、劉剗の改訂はなされるべくしてなされたのであり、彼がやらなかつたとしても建陽の書肆がいずれ同じ改訂をしたことであろう。ともかくこれによって『節要』系統のテキストと『綱目』系統のテキストの距離がぐっと縮まったのは確かである。『十八史略』は編者曾先之が江西廬陵の人であり、その付註や出版に関わった人物が皆江西の人間であるので、もともとは江西で行われていた通俗歴史書であり、正統思想の濃厚な『綱目』などとは一線を画していたのではないかと思われるが、それも建陽の書賈劉剗の手によってあっさりと改められてしまった。さて、ライバルの『綱目』が官刻され、大きく水をあけられた『節要』であるが、その簡便さ（王氏によれば『陸氏通鑑』の五分の一）⁽⁵⁾が正徳帝に受けたのか、正徳9年（1514）御製序を付した司礼監刊『少微通鑑節要』50巻が上梓される。このテキストに更に諸家の評を加え、福建監察御史吉澄が校正したのが嘉靖38年（1559）序『新刊憲台攷正少微通鑑全編』20巻である。このテキストに初めて『綱目』から採った周靜軒『続綱目發明』が加えられた。この『新刊憲台攷正少微通鑑全編』や『節要』はかなりの版本が伝存しており、万曆20年頃までは繰り返し翻刻されていたベストセラーであった。し

講史小説と歴史書(1)

かしこの『節要』も万曆20年頃、建陽の書肆余象斗三台館が『節要』を基に丁南湖等の評を加え、周威烈王以前と宋元以降の史書を合訂した『綱鑑』を上梓し、『綱鑑』を主力商品とする出版競争が始まると、本家『節要』は顧みられなくなって磨れていく。

ちなみに『十七史詳節』は明代ではどうなっていたかというと、明隆慶頃まではまだ刊行されていたが、それ以後に上梓された刊本はないようである。宋代に成立した『十七史詳節』も『節要』系や『綱目』系のダイジェストの変遷と無関係ではいられなかった。宋本は評も何もないテキストであったが（ただし眉欄に標題はあった）、明代に翻刻されたものは何かしら増評されている。正徳11年（1516）に建陽の劉氏慎独齋で刊行された『十七史詳節』の『西漢詳節』の巻首の「諸家註釈名氏」には数十名の註釈家の名前が見え、本文にもそれらの評註が増補されている。また、隆慶4年（1570）序の『十七史詳節』・『史記詳節』にも司馬貞、蘇轍等五家の評註が施されている。劉氏慎独齋は劉氏の中ではかなり大きい書肆であり、『綱目』や『統綱目』などの他、正徳4年には『資治通鑑節要』20巻（これは『節要』のことであろう）を上梓しており、慎独齋が『節要』を利用してその評を『十七史詳節』に取り込んだのではないかと想像される。

第2節 『通鑑』の末裔(2)——『通鑑』の続編——

『通鑑』は五代周で終わりになっているが、その後も歴史的事件は蓄積されていくので、『通鑑』に倣って編年体の史書が作られた。宋代に成立した史書としては、李燽（1113—1184）の『統資治通鑑長編』520巻があり、これは北宋太祖の建隆元年（960）から哲宗の元符三年（1100）までの事蹟を述べたものである。また宋劉恕（1032—1078）の『資治通鑑外記』10巻は、『通鑑』に取り上げられていない三皇五帝から周威烈王までの史実を扱っている。また、南宋の劉時挙は『統宋編年資治通鑑』15巻で建炎元年から嘉定17年までの高宗、

孝宗、光宗、寧宗の四朝の歴史を記した。元に入ると、金履祥（1231—1303）が『通鑑前編』18巻を著し、唐堯から春秋以前までを叙述し『通鑑外記』の失を正した。また、陳桼は『通鑑統編』24巻を著し、第1巻で盤古から高辛氏までのことを述べて『通鑑前編』を補い、第2巻で唐及び五代契丹について記し、第3巻以降で宋のことを述べている。またこの時代、宋代史を知る通俗歴史書として『統資治通鑑長編』を簡単にした『宋史全文統資治通鑑』36巻『宋季朝事実』1巻なども編集されている。

しかし、これでは科挙の受験生たちが周威烈王以前及び宋元の歴史を勉強しようとすると、その為に多くの史書を参照しなければならず甚だ面倒である。そこで明代になると、彼らの要望に応えるような通俗歴史書がまず『節要』系統のダイジェストに現れた。宋元の通俗歴史書、宣徳4年（1429）張光啓序劉刻編輯『増修附註資治通鑑節要統編』30巻がそれである。王重民氏はこのテキストが宋の部分では陳桼『通鑑統編』、元の部分では張九韶『元史統編』を藍本としており、恐らく王逢がこの二書を一つにまとめ、劉刻が増校して刊行したのではないかと言っている⁽⁶⁾。しかし、この『節要統編』には特に宋代の部分に限って言えば、陳桼『通鑑統編』にない叙述があり、単に『通鑑統編』と『元史統編』をくっつけたというものでもなさそうである。そういう意味では書賈の劉刻には荷の重い編集作業であり、王逢か誰かの既に先行していたテキストを刊行したという可能性は十分考えられるが、それについては今のところ確かめようがない。『節要統編』はその後、兄貴分の『節要統編』と同じ運命を辿り、正徳間に司礼監から刊行され、更に諸家の評を増補されて嘉靖間に『新刊憲台攷正宋通鑑全編』24巻として刊行される。そして『節要』系『綱鑑』に吸収され、本家が凋落していくのも全く同じである。

『綱目』の系統も『節要』系統本の流行を指をくわえて見ていた訳ではない。成化間に『綱目』が刊行されたのと同じ時期に、商輅等によって『綱目』の統編に当たる『統資治通鑑綱目』27巻が編纂された。このテキストは陳桼『通鑑

続編』と胡粹中『元史続編』16巻を基に作られたもので、成化12年（1476）の成立である。ただ、『続綱目』も『節要続編』と同じように、宋紀に関して言えば陳桼『通鑑続編』以外の史書も参考にしていたようであるが、それが何かは分かっていない。

それでは周威烈王以前の歴史書はどうなっていたのであろうか。どうも勅撰の前編に当たるものは存在しなかったようである。それゆえ明代においては次の二本が行われていた。一つは金履祥『通鑑前編』18巻挿要3巻に陳桼の『外紀』1巻を補ったもの、もう一つは明南軒（?-1597）の『訂正通鑑綱目前編』25巻で、これは伏羲から周威烈王までの歴史を叙述する。万暦23年（1595）の引があるので成書時期もその頃であろうと推測される。明代に『綱目』と商輶『続綱目』は大抵抱き合わせで刊行されていたが、その際金履祥の『前編』か南軒の『前編』もセットになっていた。

第3節 『綱鑑』の誕生とその後

『通鑑』及びそのダイジェストが先行し、それらに欠けている部分を補うために後から編纂されたのが、第2節で既述した『通鑑』や『綱目』の続編であるが、そうなると、これらを一書にまとめたより簡便な通俗歴史書が渴望される。その嚆矢ともいべき作品が先に述べた『通鑑纂要』であった。成化12年頃に『綱目』が刊行されたときには、宋金履祥撰『資治通鑑綱目前編』と明商輶等撰『続綱目』もセットではあったが、それぞれ別々であり一書にまとめられたわけではない。しかし『通鑑纂要』ではこの三書の垣根は取り払われて一つになってしまっている。そして諸家の評を集めるという『節要』系統の十八番も取り入れている。『節要』系統は『陸氏通鑑』から宣徳間刊『節要』、そして『新刊憲台攷正少微通鑑全編』と次第に増評増註の道を歩んでいた。宋代以来全く別の路線を突き進んでいた『綱目』系統と『節要』系統とがクロスオーバーしてできたのが『綱鑑』と総称される書である⁽⁷⁾。『綱目』は綱目形式

で要点がまとめられているという点と朱子ブランドがセールスポイントであったが、その一方で音註釈義や史評が不足していた。『節要』系統は『綱目』系統の正反対であり、綱がなくて読みづらい分を眉欄に標題を付けるなどして補っていた。明代万曆年間にこの両系統が歩み寄り、綱目形式で諸家の評を付し、三皇五帝から宋元、さらには明初までを通覧できる読みやすいテキストに生まれ変わったのは当然のなりゆきと言えるだろう。そしてそのテキストこそが『綱目』と『通鑑』(つまりは『節要』)を折衷し、それに宋元の歴史書を加えた『綱鑑』なのである。それゆえ、『綱鑑』にも『綱目』を基礎に作られた『綱目』系『綱鑑』と、『節要』を基礎にした『節要』系『綱鑑』とがある。『綱目』系『綱鑑』の姜宝『資治大政記綱目』、黃洪憲『歴朝紀政綱目』、顧錫疇『綱鑑正史約』、張睿卿『綱鑑世史正綱』などは評が増えているほか、一部『通鑑』か『節要』系統の書から増補されている。一方、『節要』系『綱鑑』の改編はかなり大変だったようである。なにしろ綱目形式にするために『綱目』を参照し、そこから綱の部分を取り込み、本文にも多少手を加えなければならないからである。『新刻九我李太史編纂古本歴史大方通鑑』などを見ると、綱を取り入れる際に、『節要』にない文字を『綱目』から引き写すという作業も同時にを行っていたことが分かる。『節要』系『綱鑑』で比較的早く成立したものに万曆間建陽余象斗刊『新刻九我李太史歴史大方通鑑』20巻首1巻があるが、未見。その翻刻とされる万曆28年(1600)刊『新刻九我李太史編纂古本歴史大方綱鑑』39巻首1巻(以下『李氏綱鑑』と略称)と『湯睡庵先生歴朝綱鑑全史』(以下『湯氏綱鑑』と略称)70巻首1巻を並べて見てみると、後者の方が『節要』の古い文字を留めている例もあるので、『湯氏綱鑑』も比較的初期に成立した『節要』系『綱鑑』であったろう。この他、『節要』系『綱鑑』と見なせるものは、明末刊『鼎鑄鍾伯敬訂正資治綱鑑正史大全』74巻首1巻、天啓4年(1624)自序『新鐫獻畫喬先生綱鑑彙編』91巻目10巻首1巻、万曆38年余氏双峯堂刊『鼎鑄趙田了凡袁先生編纂古本歴史大方綱鑑補』39巻首1巻(『李

氏綱鑑』の焼き直し), 万曆40年黄氏集義堂刊『新刻紫溪蘇先生刪補綱鑑論策題旨紀要』20巻, 崇禎間刊馮夢龍輯『綱鑑統一』39巻などがある。王重民氏は,『綱鑑』の評は嘉靖万曆にかけて次第に増補され, 万曆末年に頂点に達するが, その後天啓崇禎にかけてまた評が削られていく傾向があると言っているが⁽⁸⁾, 確かにその通りである。ただし本文も評註と同じように簡から繁, そしてまた簡という道のりを辿った訳ではなく, 僅か数冊しかない『紀要』20巻から, 64冊もある精刻本『綱鑑彙編』91巻まで明末においては両極分化していたようである。『節要』系『綱鑑』で注意しておきたいのは関羽の秉燭達旦故事と歴代国号歌の増補である。万曆38年余氏双峯堂刊『鼎嶽趙田了凡袁先生編纂古本歴史大方綱鑑補』39巻首1巻に秉燭達旦故事があたかも史実であるかのように本文中に挿入されていることについてはかつて論じたが⁽⁹⁾, これは実は『節要』系『綱鑑』に殆ど見えることであり, 民間の物語が史書にまで影響を及ぼした稀有な例と言えるであろう。歴代国号歌は『李氏綱鑑』の巻首に載っている「天皇地皇人皇氏」に始まる七言句で構成された歌のことである。この歌はどうも各王朝の名前を暗記するために作られたものであったらしい。『湯氏綱鑑』には「元朝歌」なるものもあり, このように歌で王朝名やその各王朝の重要事項を暗記することが当時はやっていたことが窺える。『三国志伝』には「全漢総歌」があるが, これも歴代国号歌と同じ教育的効果を期待して載せられていたのかもしれない。『綱鑑』が依拠した宋元及び周威烈王以前の歴史書についてはまだはっきりしないものもあるが,『節要』系『綱鑑』は宋元部分は大体『節要統編』, 周威烈王以前は金履祥『通鑑綱目前編』と陳桱『外紀』を用いている。また,『綱目』系『綱鑑』の張睿卿『綱鑑世史正綱』, 顧錫疇『綱鑑正史約』なども同じである。

小 結

以下,『通鑑』から『綱鑑』に至るまでの通俗歴史書の変遷を簡単に整理す

るが、その前に本稿が調査した代表的な史書を以下に掲げる。

1. 『通鑑』〔通鑑〕 294卷 宋司馬光撰 元胡三省音註 中華書局 1987年排印本
2. 『通鑑綱目』〔綱目〕 59卷首 1卷 宋朱熹撰
 - a 成化9年序内府刊本 東京大学東洋文化研究所蔵本
 - b 弘治11年慎独齋刊嘉靖8年修本 内閣文庫蔵本
 - c 万曆28年序蘇州府刊本 内閣文庫蔵本
 - d 御批通鑑綱目 康熙中勅撰 四庫全書珍本6集所収本
3. 『陸狀元增節音註精義資治通鑑』〔陸氏通鑑〕 120卷目 3卷 宋陸唐老編 明毛晋校 明汲古閣刊本 内閣文庫蔵本
4. 『入注附音司馬溫公資治通鑑詳節』〔通鑑詳節〕 100卷外紀 4卷 宋司馬光等奉敕撰 宋刊元修本 内閣文庫蔵本
5. 『少微家塾点校附音通鑑節要』〔節要〕 50卷 宋江贊撰 史炤音釈 明王逢輯義 劉刻増校
 - a 宣徳3年翠岩精舍刊本 内閣文庫蔵本
 - b 正徳9年司礼監刊 50卷劉恕外紀 4卷 内閣文庫蔵本
6. 『歴代通鑑纂要』〔通鑑纂要〕 92卷 明李東陽等奉敕撰 正徳14年慎独齋刊本 東京大学東洋文化研究所蔵本
7. 『歴朝紀政綱目』〔黄氏綱目〕 正編40卷前編 8卷統編26卷 明黃洪憲撰 許順義補 万曆25年序建陽余彰德刊本 内閣文庫蔵本
＊黄洪憲（1541—1600），嘉興の人。字は懋中。隆慶5年の進士。
8. 『資治大政記綱目』〔姜氏綱目〕 上編40卷下編32卷 明姜宝撰 内閣文庫蔵本
＊姜宝（1514—1593），丹陽の人。字は廷善。嘉靖32年の進士。
9. 『新刻九我李太史編纂古本歴史大方綱鑑』〔李氏綱鑑〕 39卷首 1卷 明李廷機撰 申時行校正 万曆28年建陽余象斗双峯堂刊本 東京大学東洋文化研究

所蔵本

*李廷機，晉江の人，字は爾張。万暦11年の進士。

- 10.『鼎鑄鍾伯敬訂正資治綱鑑正史大全』〔鍾氏綱鑑〕74巻首1巻 明鍾惺撰 陳仁錫校 崇禎元年跋刊本 呈祥館蔵板 東京大学東洋文化研究所蔵本
*鍾惺（1574—1624），竟陵の人，字は伯敬。万暦38年の進士。

- 11.『綱鑑大全』〔王氏大全〕39巻 明王世貞撰 橫秋閣蔵板 明末刊本 東京大学東洋文化研究所蔵本
*王世貞（1526—1590），太倉の人，字は元美。嘉靖28年の進士。『明代版刻綜錄』に天啓5年張懋宋横秋閣刊『楊升菴先生評注先秦五子全書』5巻を著録する。

- 12.『湯睡庵先生歴朝綱鑑全史』〔湯氏綱鑑〕70巻首1巻 明湯賓尹編 陳繼儒注 明末刊本 内閣文庫蔵本
*湯賓尹（1568—？），宣城の人，字は嘉賓。万暦23年の進士。

- 13.『綱鑑正史約』〔顧氏綱鑑〕36巻 明顧錫疇編 杜士言等校 明刊本 内閣文庫蔵本
*顧錫疇，崑山の人，字は九疇。万暦47年の進士。

- 14.『綱鑑世史正綱』〔陳氏綱鑑〕24巻 明陳臣忠纂 張睿卿輯 陳仁錫評 明末刊本 内閣文庫蔵本
*陳仁錫（？—1634），長洲人，字は明卿。天啓2年の進士。

- 15.『通鑑統編』〔通鑑統編〕24巻 元陳絅撰 元刊明修本 内閣文庫蔵本

- 16.『統資治通鑑綱目』〔統綱目〕27巻 明商輅等奉敕撰

- a 嘉靖11年慎独齋刊本 内閣文庫蔵本
b 御批統通鑑綱目 康熙中勅撰 四庫全書珍本6集所収本

- 17.『宋元通鑑』〔宋元通鑑〕157巻 明薛応旂撰 陳仁錫評 天啓6年序刊本
内閣文庫蔵本

*薛応旂，武進の人，字は仲常。嘉靖14年の進士。

- 18.『増修附註資治通鑑節要統編』〔節要統編〕30巻 明劉劄編 張光啓校 高麗刊本 内閣文庫蔵本
- 19.『宋史全文統通治通鑑』〔宋史通鑑〕36巻『宋季朝事實』1巻 宋李燾撰 □闕名輯補 明游明校 明刊本 内閣文庫蔵本
- 20.『重訂王鳳洲先生会纂綱鑑』〔王氏綱鑑〕23巻 明王世貞撰 陳仁錫訂 呂一經較 明末刊本 東京大学東洋文化研究所蔵本

北宋に成立した『通鑑』から、南宋には朱熹『綱目』、陸唐老『陸氏通鑑』という刪節本が作られている。また、『通鑑』の刪節本ではないが、十七の正史を節略した呂祖謙『十七史詳節』などもほぼ同じ頃に編集されている。綱を立てて重要事項を記し、正統非正統をはっきりさせようとする『綱目』と、文章を適宜節略し、諸家の評論を加えた受験参考書のような『陸氏通鑑』は元明時代に於いても繰り返し出版され、『十七史詳節』とともに通俗歴史書の世界の三大潮流となって後世にも多大な影響を及ぼした。

明代に入ると、朱子学が明朝公認の学問となつたためにテキストの整備も進み、『綱目』と宋元時代に著された七家の註釈書が併せて刊行されるようになった。一方『陸氏通鑑』の系統を引く『節要』系の代表的な通俗歴史書、『少微通鑑節要』は『陸氏通鑑』を五分の一程度にまで簡略化し、多くの音註評釈を付して民間に広く行われていた。『節要』を上梓した建陽の書賈劉劄は『節要』や『十八史略』の正朔を『綱目』に則って改めるなどの改訂も行っている。『節要』も後に司礼監から官刻されるが、通俗的な受験参考書である『節要』と、朱子学の基本書の一つとして官刻された『綱目』はそもそもテキストの性格が全く異なるし、普及度にもかなり差があったのではないかと想像される。

また、『通鑑』や『綱目』でカバーできない時代を扱う歴史書も宋元時代にはたくさん編纂された。宋李燾『統資治通鑑長編』、宋劉時暉『統宋編年資治通鑑』、宋劉恕『通鑑外紀』、元金履祥『通鑑前編』、元陳桼『通鑑統編』など

が有名である。宣徳年間、劉剣は陳桼『通鑑統編』などを基に『節要統編』を編集して刊行した。それまでは一部で宋元の歴史を知ることのできる簡便な歴史書はなかったため、この書の編纂出版は非常に画期的と言える。成化年間に『綱目』が整理される時に、商輅等によって『統綱目』なる書も編纂された。これも陳桼『通鑑統編』を基にしているが、それ以外に参照した書物が『節要統編』とは異なるらしく、字句にも違いが見られる。この『統綱目』について弘治年間に周靜軒が『統編綱目發明』、張時泰が『統通鑑綱目廣義』という註釈書を作り、嘉靖の『統綱目』にはこれらの註釈も各綱に組み込まれている。また、薛應旂『宋元通鑑』、王宗沐『宋元資治通鑑』等も作られたが、これらは皆商輅『統綱目』の亜流に過ぎない。『通鑑』は周威烈王から始まっているので、それ以前の歴史についてもコンパクトにまとめられた歴史書が必要とされていたが、『節要』では劉恕『通鑑外紀』を併せて刊行している。『綱目』の場合は、金履祥『通鑑前編』と陳桼『通鑑統編』を組み合わせたものか、南軒『訂正通鑑綱目前編』をセットにしていたようである。こうして『節要』と『綱目』とでそれぞれ三皇五帝から元の時代までを網羅した何種類かの歴史書の大系が行われていた。これらの歴史書は以後、万曆末年までより一層評註を増やす方向で発展するとともに、一部の書物へとまとめられていく傾向にあった。その先駆けとなったのは正徳年間に成立した『通鑑纂要』であり、これは『通鑑前編』、『綱目』、『統綱目』を一つにまとめ、『通鑑』など諸書を参考にまるで『節要』のように多くの評を足している。『節要』の多くの評註はセールスポイントの一つであるが、従来の『綱目』は七家註はあっても評の類を付けることはしていなかった。このように『綱目』系統と『節要』系統の長所を組み合わせた通俗歴史書を『綱鑑』を呼ぶ。『綱目』を基礎に編集された『綱目』系『綱鑑』は『節要』から評や一部『綱目』にない叙述を取り込んだようである。『綱鑑』の祖である『通鑑纂要』や、嘉靖間刊姜宝『資治大政記綱目』、万曆25年序黄洪憲『歴朝紀政綱目』等が代表的である。一方、『節要』系『綱鑑』

は『節要』、『節要統編』の系統に属する『新刊憲台攷正少微通鑑全編』、『宋元通鑑全編等』を基に、『綱目』から「綱」を移しかえ、時には『綱目』から『節要』系にない叙述を補充するなどしていた。この系統の代表作は『李氏綱鑑』、『湯氏綱鑑』、鍾伯敬『資治綱鑑正史大全』等明末の著名文人の名を冠したもの多く⁽¹⁰⁾、その殆どが建陽の刻本である。勿論、『綱目』と『節要』とが見事に渾然一体となってどちらの系統にも分類できないものもある。万曆末年に頂点に達した『綱鑑』の編纂は清朝に入ってからもある程度継続的に行われ、『綱鑑会編』、『歴朝綱鑑輯略』、『綱鑑易知錄』、『後樂堂纂集歴朝綱鑑』等が刊行されている。また『重訂王鳳洲先生会纂綱鑑』と『鼎嶽趙田了凡袁先生編纂古本歴史大方綱鑑補』を一つにくつ付けた『袁王綱鑑合編』なども清代に愛読され、民国12年に至っても鉛印されている⁽¹¹⁾。阿英の言う、説書人が目を通していた『綱鑑』とはこの本であったかもしれない。現在でこそ全く見向きもされない『綱鑑』であるが、その誕生の背景には受験産業に絡んだかくも複雑な事情があった。その中には通俗歴史書とその編集刊行に携わった先人の歴史が凝縮されているのである。

1 『遺山先生文集』(『四部叢刊』本)卷36:「而公既為成書上之,復自為通鑑詳節,传于世者独何歟。其後呂陳王陸諸人亦皆以公例為之。」

2 王重民『中国善本書提要』(上海古籍出版社 1983) 91 頁『増節入註附音司馬溫公資治通鑑』の項参照。

3 注2前掲書 120 頁『少微家塾點校附音通鑑節要』の項参照。

4 建陽の劉氏について方彦寿「建陽劉氏刻書考(上)」(『文献』1988—2)が参考になった。劉臯(858—936)に京兆万年の人で、唐昭宗乾寧3年(896)に建州に鎮守し散騎常侍にまで昇った人物で、その後福建麻沙に居を据えた。劉氏一族はこの地の望族として栄え、南宋期には朱子の弟子となつたものもいた。劉氏は北宋から既に刻書を開始しているが、彼らが『綱目』や『通鑑』関係の歴史書を出版したのは当然と言えば当然であろう。方彦寿氏の研究、方品光編『福建版本資料匯編』(福建師範大学図書館 1979)等から劉氏の上梓した歴史書を拾い出してみると次のようになつた。

講史小説と歴史書(1)

- ① 劉剣増校、劉氏翠岩精舎（劉文寿）宣徳3年（1428）刊『通鑑節要』50巻 内閣文庫 14×21

※翠岩精舎：元至元年間まで遡れる長い伝統を持つ劉氏の書肆。当主はかわったが万曆16年頃まで出版活動を続けていたようである。

- ② 劉剣編集？張光啓校、劉氏翠岩精舎宣徳7年（1432）刊『増修附註資治通鑑節要統編』30巻 内閣文庫 10×17

- ③ 劉寛宣徳己卯（1435）刊『資治通鑑綱目』59巻

- ④ 劉弘毅慎独斎弘治戊午（1498）刊『資治通鑑綱目』59巻 10×22

- ⑤ 劉氏日新堂弘治17年（1504）刊『新刊通鑑一勺史意』2巻 北京図書館

- ⑥ 劉氏日新堂弘治間刊『資治通鑑綱目』59巻凡例1巻

- ⑦ 劉氏慎独斎弘治17年（1504）刊『続資治通鑑綱目』27巻

- ⑧ 劉氏慎独斎正徳4年（1509）刊『資治通鑑節要』20巻 巾箱本 13×22

※翠岩精舎刊『通鑑節要』とは巻数も版式も異なる。

- ⑨ 劉氏慎独斎正徳11年（1516）刊『十七史詳節』273巻

- ⑩ 慎独精舎劉洪正徳14年（1519）刊『歴代通鑑纂要』92巻 10×20

- ⑪ 劉氏慎独斎嘉靖11年（1532）『続資治通鑑綱目』 10×22 内閣文庫

- ⑫ 慎独精舎劉洪刊『資治通鑑綱目前編』18巻外紀1巻 10×22

〔劉仕中という人物は嘉靖11年（1531）に止齋文集51巻を刊行している。〕

- ⑬ 劉寛裕万曆間刊『文公先生資治通鑑綱目』59巻

慎独斎は劉氏の中でも最大の書肆であり、刊行した書も『綱目』『続綱目』『通鑑纂要』『十七史詳節』など正統な史書ばかりであるのに比べ、劉剣・翠岩精舎の刊本は質、量ともに見劣りする。資本、技術の点で翠岩精舎は慎独斎には及ばなかったのであろう。

5 注2前掲書101～102頁『少微家塾點校附音通鑑節要』の項。

6 注2前掲書102頁『増修附註資治通鑑節要統編』の項。

7 高津孝「按鑑考」（『鹿大史学』39 1992）34頁参照。同論文では『綱鑑』の重要性に注目し、王重民氏の論考に拠りながら『通鑑』から『綱鑑』に至る流れを概観している。

8 注2前掲書103頁『綱鑑統一』の項。

9 拙論『明代における三国故事の通俗文芸について——『風月錦襄』所収『精選続編賽全家錦三国志大全』を手掛かりとして——』（『東方学』第84輯1992）89頁。

10 文人たちと刻書との関わりについては金文京「湯賓尹と明末の商業出版（『中華文人の生活』所収、平凡社1994）が参考になった。従来は、通俗的な書物に冠せられ

る有名文人の名は全て仮託と考えられていたが、金氏は湯賓尹が受験参考書などの商業出版と深く関わっていたことを明らかにしている。

- 11 この書に拠った鉛印本をリプリントしたものが『綱鑑合編』（中国書店 1985）である。

第2章 『三国演義』諸版本と歴史書

第1節 原『三国演義』の基づいた歴史書

これまでの中国の小説研究では素材論の立場から『三国演義』の基づいた歴史書について論じられる機会は殆どなかった。この問題に先鞭をつけたのは日本の研究者たちである。長澤規矩也氏は、『三国演義』が正史の刪節本である『十七史詳節』中の『三国志』を利用していと論じられた⁽¹⁾。小川環樹氏は、「青瑣門」、「閑道」等の言葉を手がかりに、『三国演義』では『後漢書』か、『後漢書』に基づいている『通鑑』（あるいは『綱目』）をよりどころにしているのではないかと言い、さらに踏み込んで、その際に用いられたのは正史の『後漢書』ではなく、やはり『十七史詳節』の『後漢書』に拠ったのであろうと述べられた⁽²⁾。長澤氏や小川氏が『十七史詳節』にこだわるのは、嘉靖本『三国志通俗演義』⁽³⁾（以下、嘉靖本と略す）に引かれる『後漢書』董卓伝論贊の後に、「已上見詳節」とあるからである。

しかし、原『三国演義』は本当に『十七史詳節』の『三国志』や『後漢書』に拠っていたのであろうか。嘉靖本と『十七史詳節』とを実地に比べられた周強氏は、「嘉靖本のかなりのストーリーは『十七史詳節』に取材したものではなく、『後漢書』と『三国志』に取材したものである。それゆえ、嘉靖本と『十七史詳節』との関連についてはなお検討の余地がある。」と言っている⁽⁴⁾。周氏はこの点に関してはこれ以上触れていないのでどの部分に疑問を抱いたのか不明であるが、筆者も実際に内閣文庫に蔵される『十七史詳節』を見、いくつ

か気付いたところがある。例えば、嘉靖本卷8の「献荊州粲説劉琮」には、王粲が劉琮に曹操へ降伏を勧める言葉があるが(『三国志伝』聯輝堂本にも見える),これは『三国志・魏書』の「王粲伝」に引かれる裴松之注の『文士伝』中の王粲と劉琮のやりとりと全く同じであり,しかもこれは『通鑑』,『綱目』,『後漢書』「劉表伝」には見えないことから,原『三国演義』の作者は裴松之注をしっかりと見て小説を書いたことがわかる。そして,『十七史詳節』の『三国志』ではこの「王粲伝」の裴松之注は削られてしまっている。また,嘉靖本卷4「袁術七路下徐州」(『三国志伝』聯輝堂本卷3)に,孫策が袁術に絶交の書を送る話があるが,これは正史『三国志・呉書』の「孫策伝」裴松之注に基づいたものである。しかし,『十七史詳節』の『三国志』には「時袁術僭号,策以書責而絕之。」とあるのみで,具体的にどんな書を送ったのか『十七史詳節』ではわからない。

この二例だけでなく,『三国演義』は正史『三国志』の裴松之注を多々引用しており,『十七史詳節』のように裴松之注を削ってしまっている刪節本は原『三国演義』の執筆に当たって用をなさなかった筈である。原作者は裴松之注が削られていない完本の正史『三国志』に目を通していたに違いない。

では,正史『三国志』以外にはどのような史書が用いられていたのであろうか。小川氏の挙げた二つの例では確かに,『後漢書』か,『通鑑』か,それとも『綱目』に拠っていたのか判別できない。しかしこの例ではどうであろうか⁽⁵⁾。

夏振宇刊『三国志伝通俗演義』(以下,夏振宇本)卷1及び『三国志伝』楊閩齋本卷1に,建寧2年4月15日,靈帝の玉座に青蛇がとぐろを巻き,それからすぐに雷が鳴り大雨になって,雹まで降るという出来事が記されている。『通鑑考異』によれば,この事件は『後漢書』の様々な個所に見えているが,「建寧二年」「青蛇」「雨雹」の三つが揃って記されているものは一つもない。しかし,『通鑑』はこれらの記述を総合し,「夏四月,壬辰,有青蛇見於御坐上。癸巳,大風,雨雹,霹靂」としているので,このケースでは『後漢書』で

はなく、『通鑑』が利用されていたと言える。ちなみに嘉靖刊本『綱目』は「夏四月，青蛇見御座上。大風雨雷雹，詔公卿言事」とあり、『綱目』でも可である。

そもそも『三国演義』が『後漢書』の記述に拠るとすれば、それは当然『三国志』だけでカバーできない部分、すなわち後漢靈帝が即位し物語が説き起こされる冒頭部から何進が殺され、董卓が台頭してくるあたりまでであろう。もちろん『後漢書』にはそれ以降も活躍する董卓の他、孔融、荀彧、公孫瓚、陶謙、袁紹、劉表、袁術、呂布といった人たちの伝があるわけだが、彼らに関する記述はほぼ『通鑑』に盛り込まれており、かつ『三国志』にも伝があるので（そもそも陳寿の『三国志』が先に出来、それを参考にして范曄の『後漢書』が出来たのである）、わざわざ紀伝体の『後漢書』の伝を参考にする必要はなかった筈である。もう一つやはり『後漢書』でなく『通鑑』あるいは『綱目』を用いていたと考えられる個所を指摘しておく。

[例1]

主簿陳琳進前叫曰，不可。進曰，有何不可。琳曰，俗說自掩其目，去捕燕雀，是自欺也。微物尚不可欺以得志，況國家大事，其可~~×~~詐立乎。今將軍總皇威，掌兵要，龍驤虎步，高下在心，若欲誅宦官，如鼓洪爐积薪鼓洪爐顏師古曰屬其人曰謂之鼓。燎音了毛髮耳。但當速發雷霆，行權立斷，~~×××~~則天人順之。却反外檄大臣~~×~~，臨犯京闕，英雄聚會，各懷一心，所謂倒持干戈，授人以柄，功心不成，生大亂矣~~×~~。~~×~~何進笑曰，此懦夫之見也。傍邊一人鼓掌大笑曰，此事易如反掌，何必多議論也。視之，乃曹操也。進曰，有何高見。不知曹操甚話來且聽下回分解。董卓議立陳留王操曰，宦者之禍，古今皆有，但世主不當仮之權寵近侍，浸潤成疾，使至於此。若欲治~~×~~罪者，當除元惡，但付~~×~~一獄吏足矣，何必紛紛召外~~×~~兵乎。欲盡誅之，事必宣露，吾料其必敗也。何進怒曰，孟德亦懷私意耶。操退而言曰，亂天下者必進也。（夏振宇本卷1「何進謀殺十常侍」）

主簿廣陵陳琳諫曰，~~×××~~~~×~~~~×~~~~×~~~~×~~~~×~~~~×~~~~×~~~~×~~~~×~~，諺稱~~×~~掩~~×~~目~~×~~~~×~~~~×~~捕~~×~~雀。~~×~~~~×~~~~×~~夫微物尚不可欺以得志，況國之大事，其可以詐立乎。今將軍總皇威，握兵要，

龍驤虎步，高下在心，×××××此猶鼓洪爐×××××××××××××××燎毛髮耳。但当速發雷霆，行權立斷，××××則天人順之。而反委釁于利器，更徵外助，大兵聚會，強者為雄，所謂倒持干戈，授人以柄，功必不成，祇為亂階耳。×進不聽。××典軍校尉曹操聞而笑曰，宦者之官，古今宜有，但世主不当扳之權寵××，××××，使至於此。×既治其罪×，當誅元惡，×××一獄吏足矣，何必紛紛召外×兵乎。欲盡誅之，事必宣露，吾見其×敗也。×××××××××××××××××××××××××

(『通鑑』卷59漢紀51靈帝中平年)

××××琳諫進曰，易称即鹿無虞，×××××××諺有×掩×目××捕×雀。××夫微物尚不可欺以得志，況國之大事，其可×詐立乎。今將軍總皇威，握兵要，龍驤虎步，高下在心，×××無異於鼓洪爐×××××××××××以燎毛髮×。但当速發雷霆，行權立斷，違經合道，天人順之。而反委釁于利器，更徵於他，大兵合聚，強者為雄，所謂倒持干戈，授人以柄，功必不成，祇為亂階×。×進不納其言。(『三國志・魏書』「陳琳伝」)

××
××
××
××
××
×××
××××××××××××××××××××××××××××××××××××××太祖聞而笑
曰，閹豎之官，古今宜有，但世主不当扳之權寵，××××××使至於此，×既治其
罪×，當誅元惡，×××一獄吏足矣，何必紛紛召外將兵乎。欲盡誅之，事必宣露，
吾見其×敗也。(『三國志・魏書』「武帝紀」裴松之注『魏書』)

『通鑑』の本文のみを引用し、注は省いている。夏振宇本のこの陳琳と曹操の
故事はIII・IV群の『三國志伝』諸本にも見えるので、原『三國演義』にもとか
らあったと考えられるが、『通鑑』と共に通する字句が非常に多い（ゴチック体

の文字)。『綱目』は「広陵」と「典軍校尉」の文字が削られているほかは『通鑑』と同じである。一方、『通鑑詳節』では陳琳の故事は省略されているが、曹操の話はそっくりそのまま載っている。司礼監刊『節要』(以下『節要』と言ふ場合はこの司礼監刊『節要』を指す)も『通鑑詳節』に同じく陳琳の話はない。曹操の故事では「宦者之官」を「宦者之禍」に、「其罪者」を「其罪×」とする点が異なる。『陸氏通鑑』でもやはり曹操の故事のみがある。「典軍校尉」と「者」がない他は『通鑑』と同じ。また、『三国志・魏書』「陳琳伝」は、『後漢書』「何進伝」の記述と殆ど異同がない。

夏振宇本、『通鑑』、『綱目』、正史を比べると、やや『通鑑』、『綱目』の文字が夏振宇本に近い。小説や『通鑑』では陳琳と曹操の話は連続しているが、正史ではもともと全く別個にあった記述であり、陳琳伝乃至何進伝の記述と武帝紀の記述を原『三国演義』の作者が偶然、『通鑑』等と同じように組み合わせたとは考えにくい。

このほかに、作者が正史だけでカバー出来なかった部分がもう一つある。それは『三国演義』の最後の、魏から禅讓を受けた晉が呉を滅ぼし天下を統一するまでの間の出来事である。『三国志・呉書』の「三嗣主伝」にも少しほは記述があるが、晉側の重要人物である武帝司馬炎、羊祜、杜預、王濬らは『三国志』に伝がないので、それだけでは片手落ちになってしまふ。それゆえどうしても『通鑑』のような年代記に頼らざるを得ない。

[例2]

×××昭妻乃王肅之女，生二子。長曰，司馬炎，人物魁偉，立髮垂地，両手過膝，
×聰明英武，胆量過人。××次曰，司馬攸，情性溫和，恭儉孝弟，昭甚愛之，因司
馬師無子，過房以繼×其後。昭常×曰，天下者，乃吾兄之天下也。 ××××××
×××
××
於是司馬昭受封晉王，欲立司馬攸為世子。山濤諫曰，廢長立幼，違禮不祥。賈充，×

××××××××××××××何曾，裴秀，皆是昭心腹之人，進言曰，長子×聰明神武，有超世之才，人望既茂，天表如此，×非人臣之相也。(夏振宇本卷12「司馬氏復奪受禪台」)

×××昭娶×王霸之女，生二子。長子炎，炎生得人物魁梧，垂髮至地，双手過膝，更聰明××，胆量過人，英武軒昂。次子攸，情性溫和，甚是孝弟，昭極愛之，為××兄無子，過房×繼×其後。昭常言曰，天下者，×吾兄之天下也。×××××百年之後，大業宜付司馬攸。×××××××××××××××××××××××××××××××××至是年，昭為晉王，欲立攸為後×。山濤諫曰，廢長立幼，於理不祥。賈充，××××××××××××××何曾，張秀，皆是×心腹之人，盡皆曰，長子×聰明神武，有超世之材，人望既屬，天命如此，×非人臣之相也。(聯輝堂本卷20)

初，晉×王娶王肅之女，生炎及攸，××××××××××××××××××××××××××以攸繼景王後。攸性孝友，多才芸，清和平允，名聞過於炎，晉王愛之，××××××××××××××常×曰，天下者，×景王之天下也。吾撫居相位，百年之後，大業宜歸××攸。炎立髮委地，手垂過膝，嘗從容問裴秀曰，人有相否。因以異相示之，秀由是帰心。羊琇與炎善，為炎画策，察時政所宜損益，皆令炎豫記之，以備晉王訪問。晉王欲以攸為世子。山濤×曰，廢長立少，違禮不祥。賈充曰，中撫軍有君人之德，不可易也。何曾，裴秀×××××××××××曰，中撫軍聰明神武，有超世之才，人望既茂，天表如此，固非人臣之相也。(『通鑑』卷78魏紀10元帝咸熙元年)

初，晉×王娶王肅之女，生炎及攸，×××××××××××××××××××××××××以攸繼景王後。攸性孝友，多才芸，清和平允，名×過於炎，昭×愛之，××××××××××××××常×曰，天下者，×景王之天下也。××××，百年×後，大業宜歸××攸。炎立髮委地，手垂過膝，××××××××××××××××××××××××。羊琇又教以宜×××××察時政所宜損益，×××豫記×，以備××訪問。昭×欲以攸為世子。山濤×曰，廢長立少，違禮不祥。賈充×××××××××××××，何曾，裴秀×××××××××××曰，中撫軍聰明神武，有超世之才，人望既茂，天表如此，固非人臣之相也。(『綱目』卷16)

初，文帝以景帝既宣帝之嫡，早世無後，××××××××××××××××××

×××以帝弟攸為嗣，×××××××××××××××××特加愛異，××
×××××××××××××自謂×××××××××××××××××××××××××××××××
百年之後，大業宜歸××攸。××××××××××××××××××××××××××××××
××××××××××××××××××××××××××××××××××××每曰，此
景王之天下也，吾何與焉。將議立世子，屬意於攸。××××××××××××
×××××××××××××××何曾等固爭××××××××××××××××××××××××
曰，中撫軍聰明神武，有超世之才，髮委地，手過膝，××此非人臣之相也。（『晉書』卷3帝紀武帝）

II群の夏振宇本とIV群の聯輝堂刊『三国志伝』（以下、聯輝堂本）を取り上げたが、ここでは両者とも大きな相違は見られない。この記述に基づいた歴史書として考えられるのは、『通鑑』、『綱目』、『晉書』ぐらいであるが、その中で『晉書』は描写が簡単に過ぎ、まず候補から外れる。次に、『通鑑』と『綱目』であるが、『綱目』はここではかなり『通鑑』の文を削除したり、適当にまとめたりしている。『通鑑』と『綱目』にそのような表現の対立がある場合、尽く『綱目』の方が小説と一致している（傍線部）。それゆえ、この例から原『三国演義』は正史『晉書』に拠らなかったこと、そして『通鑑』ではなく『綱目』を参照していたであろうという推論が成り立つ。『綱目』以外の刪節本についても考えなければならないが、前掲の陳琳の例と同様、この話も省略されているので『陸氏通鑑』、『通鑑詳節』、『節要』などは不適格であることがわかる。これらはあまり簡略化されていない、宋代からの伝統ある『通鑑』ダイジェストであり、これらが底本でないとすれば、原『三国演義』の作者はやはり『綱目』を参考にしていた可能性が高い。本稿では、この他にも光和六年の五原山の事件、張悌の死の場面などを比較してみたが、具体例としては挙げず、その比較した結果だけを最後にまとめる。

以上で、原『三国演義』は従来言われていたように、『十七史詳節』の『三国志』、『後漢書』に拠ったのではなくて直接正史『三国志』に依拠し、同時にその足りないところを補うために恐らく年代記の『綱目』を用い、正史の『後

漢書』、『晋書』は利用していなかったことが明らかになった。しかし、嘉靖本にはたしかに「已上見詳節」の文字が見える。これについては次節で検討してみる。

第2節 嘉靖本『三国志通俗演義』

嘉靖本に「已上見詳節」とあることは既に前章で述べた通りであるが、では嘉靖本と『十七史詳節』にはどのような関わりがあるのであろうか。これについては周強氏が一つの答えを出している。現在の嘉靖本に引かれる論贊や評（「已上見詳節」の文字があるのも董卓の論贊の最後であった）は周氏の研究⁽⁶⁾によれば、『三国志』や『後漢書』から引用されたものではなく、明らかに『十七史詳節』から取られたものであるという。そしてそこから周氏は羅貫中の原『三国演義』にはこれらの論贊や評は殆どなく、嘉靖本が刊行される嘉靖元年以前に、何者かが『十七史詳節』から論贊などの増補を行ったのではないかという。周氏はきちんと嘉靖本、『十七史詳節』、『三国志』、『後漢書』などを調査した上で論証しておられ、その結論には説得力がある。III・IV群の『三国志伝』にはこの『十七史詳節』の論贊はないものの、これは周氏の主張するように、『三国志伝』が省略したのではなく、明人の尹直（宣徳2年生まれ、正徳6年卒。1427—1511 景泰5年（1453）の進士）贊などと一緒に後から嘉靖本に増補されたものに違いない。ただ、この『十七史詳節』から引かれた論贊はII群系統の夏振宇本や周曰校本にも見えるから、I群の嘉靖本だけに増補されたのではなく、I・II群双方の祖本に相当するテキストに増補がなされたと見るべきであろう。

こういった増補は当然、景泰（1450—1455）以降、そして嘉靖本の刊行される嘉靖元年（1522）より前に行われた筈であるが、それでは『十七史詳節』の論贊や尹直の贊以外にもI・II群系統の祖本に増補されたものはなかったのであろうか。尹直贊は孔明の死ぬ「孔明秋風五丈原」（嘉靖本卷21）の場面にあ

るが、この他にも張南軒賛孔明（維忠武………）や習鑿齒論曰（昔管仲………），史官朱黼論孔明（孔明高臥………）等は『三国志伝』には見えない。また、劉備の死ぬ「白帝城先主託孤」（嘉靖本卷17）の歴年図曰（卷9，昭烈以敗………）なども『三国志伝』には見えない。これらは恐らく後補にかかるものであろう。習鑿齒、朱黼、歴年図の賛は宣徳3年刊の『節要』に見えるほか、かなり時代は下るが『新刻九我李太史編纂古本歴史大方通鑑』にはこれらに加えて張南軒の賛まで付されている。しかし、I・II群に見える諸家の賛はこのような通俗歴史書から引用されたのではなく、明版の『十七史詳節』の『三国志』から採られていたかもしれない。宋版の『十七史詳節』には諸家の評など一切ないが、京兆慎独齋刊『東萊先生西漢詳節』（劉氏慎独齋が正徳11年、1516年に刊行した『十七史詳節』の一か？）には巻首に「諸家註釈名氏」があり、そこには胡致堂など数十名を数える先儒の名が見えるので、『三国志詳節』にも多分諸家の評が付いていたと考えられるからである。

論賛が増補された背景には、このような論賛をなぜか尊ぶ明代の風潮があり、論賛だけを集めた『全史論賛』（嘉靖45年刊、北京師範大学図書館蔵）、『二十一史論賛』（崇禎10年刊、北京師範大学図書館蔵本）などが刊行されている。I・II群の祖本に増補をした人物も論賛は不可欠と感じたからこそ、諸家の賛を補充したのである。しかしなぜ彼はここまで論賛にこだわったのか。それは『三国演義』の中で論賛は皆英雄の死の場面で用いられていることと深く関わりがありそうである。

軍記物的な『三国演義』の如き講史小説は英雄たちを初めとする様々な人間の死を描く。結局いかに死ぬかということがいかに生きてきたかという評価にもつながってくるため、講史小説の作者は、史書の中から死の場面を選び出したり、あるいは自分で一から創作して小説の中に織り込む。病死したり戦闘の中で何となく死んだのでは読者の印象も薄いので、小説では一般に英雄は皆特筆に値するような死に方で描かれている。史書では必ずしもそうなってはいな

いのに『三国演義』の中では曹操や孫策は狂い死に近い死に方をするし、周瑜もどちらかと言えば悲惨な死に方であろう。陳宮の死は史実通りの潔い最期であったが、呂布は逆に陳宮を引き立てるかのように未練たらしい死に様に描かれている。魏の人間でもみな天寿を全う出来たわけではない。ハリネズミのように矢を突き立てられて立ち往生した典韋、文帝に辱められて悶死した于禁、曹操に空の器を送られて自殺した荀彧、その才知を疎まれて曹操に殺された楊修など非業の死を遂げた者が目白押しである。また、漢室に忠義を尽くして死んでいった者たち、劉陶、陳耽、何太后と廢帝、董承、吉平、馬騰らにも哀れさが漂う。蜀の中心人物の死も特に悲愴に描かれている。無念の死を遂げた劉備、雄図空しく陣没した孔明、悲惨な最期であった関羽、張飛、姜維たち、いずれも悲劇のヒーローと呼ぶにふさわしい。裏切り者にも苛酷な死が待っている。孟達、劉封等などである。死を描くことに主眼の置かれた文学であるからこそ、英雄がこの世を去った時に必ず、その死を悼みそしてその生涯を総括するような論賛や評が必要となってくるのではないだろうか。孔明が五丈原で陣没すると、そこで史家の論賛を読み、史家とともにその生涯を振り返り、史家とともに孔明の死を悼む、これが恐らく読者の一つの楽しみでもあったのだろう。

さて、ここまでI・II群に新たに加えられた論賛だけを問題にしてきたが、叙事部分には増改はなかったのであろうか。中川論氏は、董卓が帝を廢することに異議を唱える盧植を殺そうとする場面で、I群の嘉靖本とIV群の一つ余象斗刊『三国志伝』(以下、余象斗本)とで文字がかなり異なり、一方で嘉靖本と『資治通鑑』には前後と何の脈絡もなく彭伯という人物が登場し、文字もよく似通っていることから、「これは嘉靖本がより古いテキストを書き改めるにあたって、『資治通鑑』があるいはそれに類する歴史書をそのまま引用したことによるのではないだろうか。一方で余象斗本の方はより古いテキストの文章をそのまま受け継いだ、つまり余象斗本のほうが嘉靖本よりも古い形を留めて

いると思われるのである。」と言う⁽⁷⁾。中川氏は原『三国演義』の『通鑑』、あるいはそれに類する歴史書に拠って改訂されたものが現在の嘉靖本であると考えているが、以下でこの問題をもう少し掘り下げてみる。

[例3]

夏五月，××××××××××××××××××××××皓登殿稽首，以見晉帝。帝賜坐曰，朕設此座，待卿久矣。皓對曰，臣於南方亦設此座，以待陛下。帝大笑。賈充問皓曰，聞君在南方，每整人眼目，剝人面皮，此何等刑耶。皓曰，人臣有弑其君及奸回不忠者，則加此刑耳。充默然甚愧，×××××。（夏振宇本卷12「王濬計取石頭城」）

×五月，丁亥朔，皓至。……引見歸命侯皓及吳降人。皓登殿稽頤，×××帝謂皓曰，朕設此座以待卿久矣。皓×曰，臣於南方亦設此座，以待陛下。×××。賈充謂皓曰，聞君在南方，×整人×目，剝人面皮，此何等刑也。皓曰，人臣有弑其君及姦回不忠者，則加此刑耳。充默然甚愧，而皓顏色無作。（『通鑑』卷81晉紀3武帝太康元年）

×五月，丁亥朔，皓至。……引見歸命侯皓及吳降人。皓登殿稽頤，×××帝謂皓曰，朕設此座以待卿久矣。皓×曰，臣於南方亦設此座，以待陛下。×××。賈充謂皓曰，聞君在南方，×整人×目，剝人面皮，此何等刑也。皓曰，人臣有弑其君及姦回不忠者，則加此刑耳。充默然甚愧×××××。（『陸氏通鑑』卷17）

夏四月賜孫皓爵歸命侯……帝臨軒大会引見××××××××××××××××××皓曰，朕設此座以待卿久矣。皓×曰，臣於南方亦設此座，以待陛下。×××。賈充謂皓曰，聞君在南方，×整人×目，剝人面×。此何等刑也。皓曰，人臣有弑其君及姦回不忠者，則加此刑耳。充默然甚愧，×××××。（『綱目』卷17）

遂遷吳主孫皓赴洛陽面君。時晉太康元年五月，皓見晉帝。××××××××××××晉帝賜坐曰，朕設此座以待卿久矣。皓×曰，臣於南方亦設此座，以待陛下。帝大悅。賈充謂皓曰，聞君在南方，×剏人眼睛，剝人面皮，此何等刑也。皓曰，人臣有弑×君及奸回不忠者，故加此刑×。充默然××，×××××。（『笠郵齋本卷20』）

賈充曰，汝在南方，整人眼睛，剝人面皮，此何等刑也。皓曰，人臣有弑君及奸猾不

忠者，則皆受此刑×。充大怒，欲殺之，王濬力勸阻之。晋太康元年夏五月至洛陽，面君拜伏稱臣。帝宣上殿賜綉墩而坐。帝曰，朕設此座×待卿久矣。陛下曰，臣在南方亦設此座，以待皓下。陛下大笑。（聯輝堂本卷20）

この話は『三国志』には見当たらぬ、『三国志集解』でも『通鑑』の記述として扱っている。『晉書』武帝紀、賈充伝にもない。それゆえ『通鑑』か『綱目』などの編年体史書から原『三国演義』に採られたことははっきりしている。当然、III・IV群の『三国志伝』にも見えている故事である。ただ、II群の夏振宇本と『三国志伝』系統を比べると若干の異同が見られる。ここで一つ問題となるのは、『三国志伝』になく、夏振宇本にある「皓登殿稽首」の文字である。この言葉は『綱目』には見えず、『通鑑』や『陸氏通鑑』、『通鑑詳節』、『節要』にはある。前節で原『三国演義』は『綱目』に依拠していたのではないかと述べたが、このケースでもやはり原『三国演義』が『綱目』に扱っていたのだとしたら、『三国志伝』にこの文字がないのは当然であり、夏振宇本の方が後から『通鑑』などに基づいて改変したということになろう。

I・II群とIII・IV群とで表現が対立する例をもう少し見てみよう。

[例4]

時咸寧二年冬十月也。××××××××××××××××××××××××××征南大將軍羊祜上表請兵伐吳。炎觀表曰，先帝西平巴蜀，南和吳會，庶幾海內得以休息。而吳復背信，使辺事更興。夫期運雖天所授，×其功必因人而成，×不一大舉掃滅，則兵役無時得息也。蜀平之時，天下皆謂吳當併亡，自是以來，十有三年矣。夫謀之雖多，決之欲獨。凡以陰阻得全者，謂×勢均力敵耳。若輕重不齊，強張異勢，雖有陰×，不可保也。蜀之為國，非不險也。皆云一夫荷戟，萬夫莫當。×進兵之日，曾無藩籬之限，乘勝席捲，逕至成都。漢中諸城，皆鳥棲而不敢出，非無戰心，誠力不以相抗也。及劉禪請降，諸營堡索然俱散。今江淮之間雖險不如劍閣，孫皓之暴過於劉禪，吳人之困甚於巴蜀，而大晉兵力盛於往時。不於此際平臺四海，而更阻兵相守，使天下困於征戍，經歷盛衰，不可長久也。今若引梁益之兵水陸並下，荊州之衆進臨江陵，平南豫州直指夏口，徐揚青兗並会秣陵。以一隅之吳當天下之衆，勢分形散，所

備皆急。巴漢奇兵出其空虛，一處傾壞，則上下震蕩，雖有智者不能為吳謀矣。吳緣江為國，東西數千里，所敵者大，無有寧息。孫皓恣情任意，與下多忌，將疑於朝，士困於野，無有保世之計，一定之心，平常之日，猶懷去就。兵臨之際，必有忼者，終不能齊力致死，已可知也。其俗急速不能持久，弓弩戟楯不如中國，惟有水戰是其所便，一入其境，則長江非復所保，還趨城池，去長入短，非我敵也。官軍凜進，人有致死之志，吳人內顧，各有離散之心，如此，軍不踰時，可克必矣。（嘉靖本卷24「羊祜病中薦杜預」）

冬十月，以汝陰王駿為征西大將軍，羊祜為征南大將軍，皆開府辟召，儀同三司。祜上疏請×伐吳。×××曰，先帝西平巴蜀，南和吳會。庶幾海內得以休息。而吳復背信，使辯事更興。夫期運雖天所授，而功業必因人而成，×不一大舉掃滅，則兵役無時得息也。蜀平之時，天下皆謂吳當併亡，自是以來，十有三年矣。夫謀之雖多，決之欲獨。凡以險阻得全者，謂其勢均力敵耳。若輕重不齊，強弱異勢，雖有險阻，不可保也。蜀之為國，非不險也，皆云一夫荷載，千人莫當。及進兵之日，曾無藩籬之限，乘勝席捲，逕至成都，漢中諸城，皆鳥棲而不敢出，非無戰心，誠力不以相抗也。及劉禪請降，諸營堡索然俱散。今江淮之××險不如劍閣，孫皓之暴過於劉禪，吳人之困甚於巴蜀，而大晉兵力盛於往時，不於此際平壹四海，而更阻兵相守，使天下困於征戍，經歷盛衰，不可長久也。今若引梁益之兵水陸俱下。荊楚之衆進臨江陵，平南豫州直指夏口，徐揚青兗並會秣陵。以一隅之吳當天下之衆，勢分形散，所備皆急。巴漢奇兵出其空虛，一處傾壞，則上下震蕩，雖有智者不能為吳謀矣。吳緣江為國，東西數千里，所敵者大，無有寧息。孫皓恣情任意，與下多忌，將疑於朝，士困於野，無有保世之計，一定之心，平常之日，猶懷去就，兵臨之際，必有忼者，終不能齊力致死，已可知也。其俗急速不能持久，弓弩戟楯不如中國，惟有水戰是其所便，一入其境，則長江非復所保，還趨城池，去長入短，非我敵也。官軍凜進，人有致死之志，吳人內顧，各有離散之心，如此，軍不踰時，可克必矣。（『通鑑』卷80 晋紀2 武帝咸寧二年）

×十月，以汝陰王駿為征西大將軍，羊祜為征南大將軍，××××××××××祜上疏請×伐吳。×××曰，先帝西平巴蜀，南和吳會，庶幾海內得以休息。而吳復背信，使辯事更興。夫期運雖天所授，而功業必因人而成，×不一大舉掃滅，則兵役無時得息也。蜀平之時，天下皆謂吳×并亡，自是以來，十有三年矣。夫謀之雖多，決之欲獨。凡以險阻得全者，謂其勢均力敵耳。若輕重不齊，強弱異勢，雖有險阻，不

可保也。蜀之為國，非不險也，皆云一夫荷戟，千人莫當。及進兵之日，曾無藩籬之限，乘勝席卷，徑至成都，今江淮之險不如劍閣，孫皓之暴過於劉禪，吳人之困甚於巴蜀，而大晉兵力盛於往時，不於此際平臺四海，而更阻兵相守，使天下困於征戍，經歷盛衰，不可長久也。今若引梁益之兵水陸俱下，荊楚之衆進臨江陵，平南豫州直指夏口，徐揚青兗並會秣陵。以一隅之吳當天下之衆，勢分形散，所備皆急。巴漢奇兵出其空虛，一犯傾壞，則上下震蕩，雖有智者不能為吳謀矣。孫皓恣情任意。與下多忌。其俗急速不能持久，弓弩載楯不如中國，唯有水戰是其所便，一入其境，則長江非復所保，還趣城池，去長入短，非吾敵也。如此，軍不踰時，克可必矣。（『陸氏通鑑』卷56）

晋咸寧二年冬十月×。表請×伐東吳。其表曰，蜀之為國，皆云一夫荷戟，万夫莫當。及進兵之日，無藩籬之限，至成都，乃時至為不能拒也。今江淮之險不如劍閣，孫皓之暴過於蜀中，吳人困乏甚於蜀也，而大晉兵力盛於往時，不就此時削平四海，而更阻兵相守，使天下何日見太平也。引梁益之兵水陸俱下，荊楚之衆進臨江陵，平南豫州直至夏口，青徐之衆並會秣陵。以一隅之地当天下之衆，勢分形散，可席捲矣。若使吳更換賢主，雖百万亦難動搖，願陛下察之。羊祜病重薦杜預。

冬十月晉加羊祜征南大將軍。祜上疏請伐吳。曰：「期運雖天所授，而功業必因人而成。不一大舉掃滅，則兵役無時得息也。夫謀之雖多，決之欲獨。凡以險阻得全者，謂其勢均力敵耳。若輕重不齊，強弱異勢，雖有險阻，不可保也。蜀之為國，皆云一夫荷戟，千人莫當。及進兵之日，曾無藩籬之限，乘勝席卷，徑至成都，漢中諸城，皆鳥棲而不敢出，誠以力不足以相抗也。今江淮之險不如劍閣，孫皓之暴過於劉禅，吳人之困甚於巴蜀，而大晉兵力盛於往時，不於此際平一四海，而更阻兵相守，使天下困於征伐，經歷盛衰，不可長久也。今若引梁益之兵水陸俱下，荊楚之衆進臨江陵，平南豫州直指夏口，徐揚青兗並會秣陵。以一隅之吳當天下之衆，勢分形散，所備皆急。一處傾壞，則上下震蕩，雖有智者不能為吳謀矣。吳緣江為國，東西數千里，所敵者大，無有寧息，孫皓怠虛，將疑士卒，其俗急速不能持久，弓弩載楯不如中國，惟有水戰是其所便，一入其境，則長江非復所保，還趣城池，去長入短，非吾敵也。」（《綱目》卷16）

夏振字本では文字が読み取れない箇所があり、かつ夏振字本よりも嘉靖本の方が若干、歴史書の表現に似ているので、ここでは特に嘉靖本に拠った。また『晋書』卷34「羊祜伝」にもこの疏はあるが、『通鑑』に載っているものよりはるかに詳細なため、例には挙げない。ゴチック体は、嘉靖本と『通鑑』、『陸氏通鑑』の三本で共通する字句である。嘉靖本は『通鑑』とぴたり一致しているが、『陸氏通鑑』や『綱目』、例には挙げていないけれども『節要』などの古いダイジェストは『通鑑』の文字をかなり削っているので、嘉靖本は『通鑑』そのものに拠っていたと考えられる。

ところがこの文章は、聯輝堂本では上のようにかなり異同が見られる。聯輝堂本と『綱目』とを比較し、この二本で共通する字句をゴチック体にしてある。ここでは『綱目』はかなり『通鑑』の文を簡単にしているが、『綱目』で省か

れた文が聯輝堂本でもみな欠けている。『通鑑纂要』は『綱目』よりもさらに文を省いているので、原『三国演義』が『通鑑纂要』に拠っていたとは考えられない。とすれば、聯輝堂本は嘉靖本に比べるとかなり簡単であるが、それは嘉靖本の文字を簡略化したからではなく、原『三国演義』がもともと『通鑑』を節略した『綱目』に拠っていたからということになる。III・IV群の『三国志伝』諸本が簡略本である一つの原因是、『綱目』に依拠していた原『三国演義』がII群の夏振字本などよりも若干簡略なテキストであり、建陽の書肆がその原『三国演義』を増改せず上梓したことにあるのである。もっとも、同じ『三国志伝』でも聯輝堂本を始めとするIV群系統のテキストにはここで取り上げた疏があるものの、III群系統には影も形もなく何者かによって削られており、こうして後から削られた個所の方がはるかに多いのは間違いない。

以上で、『綱目』に基づいていた原『三国演義』の一つが、『通鑑』に依拠して校訂され、それがI・II・II'群系統のテキストの祖本となっていったことが明らかになった。しかし、この改訂が成功だったかと問われると、筆者は首を傾げざるを得ない。

夏振字本卷1で、靈帝の光和6年に五原山が崩れ、相次ぐ災害に頭を痛める靈帝に、楊賜や蔡邕が上奏文を奉る。この上奏文はかなり長いので割愛するが、正史や『綱目』のものではなく、『通鑑』に拠った記述であり、『三国志伝』には全く見えないので、もともと原『三国演義』にはなかったものを後から『通鑑』で補ったことははっきりしている。しかし蔡邕や楊賜らが靈帝に上奏したのは光和元年のことであり、その直前に書かれている「五原山岸が崩れた」というのは光和六年の出来事であるから、原『三国演義』を増補することによってかえって誤りを犯したことになる。

また、前述の董卓が盧植を殺害せんとするところなども、『綱目』に「卓大怒、免植官。遂逃隱於上谷。」としかないところを原『三国演義』の作者は「董卓大怒、拔劍向前、欲殺盧植。百官皆拜於地而免。植曰、我非慕爵祿而久戀

洛陽，乃不忍漢天下到此廢矣。長嘆而出逃難而去，隱於山谷。」（聯輝堂本『三国志伝』卷1「呂布刺殺丁建陽」）というように引き延ばしたのだと考えられる。ところが、『通鑑』は「卓大怒」から「免植官」までの間に四十字ほどの叙述があるので、I・II群系統のテキストの祖本は『通鑑』に拠って書き換え、その結果中川氏が言うように「蔡邕・彭伯は前後と何の脈絡もなく突如として現われる」⁽⁸⁾ことになってしまった。

こうして見えてくると、I・II群の改訂は『通鑑』に拠っているから一見もつともらしいが、そのやり方は案外杜撰であり、『綱目』に拠ってそれなりにきちんと構成されていた原『三国演義』の調和を乱す「改悪」と言えるのではないか。

第3節 『三国志伝通俗演義』と歴史書

II群系統の諸本には、I群嘉靖本に見られない周靜軒詩と閥索の物語、そして史書からの引用がある。このうち、周靜軒詩はIII・IV群の『三国志伝』にも見られるが、あと二つはII群に独自に増補されたものであろう。さて、ここで問題になるのは史書からの引用であるが、これをII群の一つ周曰校本から発見した中川諭氏は、挿入説話の文章が正史よりは『通鑑』に近いことから、明中期から後期にかけて流行していた『通鑑』に基づく通俗書がこの挿入説話の母胎だったであろうと想定されている⁽⁹⁾。この物語は一体どこから採られたのであろうか。筆者は、中川氏の指摘するAからKの十一の説話のうち、明らかに史実ではないCの閥索の話と、史書に拠る増補とは思えないFの話を除いた九つの説話を『通鑑』、『綱目』、『陸氏通鑑』ほかいくつかの『通鑑』の刪節本と比較してみたが、結果的には『綱目』が最もこれらの説話の文字と似ていた。一つ例を挙げてみる。

[例5]

表然其言，先遣人以書遺譚曰，君子違難去声不適讐國，交絕不出惡聲。正義曰君子之
人交絕不談彼之短。日前聞君屈膝降曹，則是忘先人之讐，棄親戚之好，而為萬世之戒，
遺同盟之恥矣。若×冀州不弟××紙註袁尚弟也，為冀州攻謂引兵攻其兄譚是不弟也，當降志辱
身，以濟事為務，事定之後，使天下平其曲直，不亦為高義耶。又與袁尚書曰，
×××青州天性峭急。私註袁譚領守青州之職
故云青州，達於曲直，君×××××××××××當×××××××××××先除曹操以
卒先公之恨，事定之後，乃計曲直之分，不亦善乎。若迷而不返，則是××××××
××××××××××××××××××××韓蘆東郭補註韓国有良犬名蘆辟言馳良犬而逐東郭
外之狡兔必被人所得也自困于前而被田夫之獲也。譚得表書看之，知表無發兵之意。譚料
非操敵，遂棄平原，走保南皮。考註南皮郡今河間南皮縣是也。(B 夏振宇本卷4「曹操引
兵取壺闕」)

劉表以書諫×××××譚曰，君子違難 不適讐國，交絕不出惡聲，××××××
××，×××××××××××××況忘先人之讐，棄親戚之好，而為萬世之戒，
遺同盟之恥哉。若有冀州不弟之傲，×××××××××××仁君當降志辱
身，以濟事為務，事定之後，使天下平其曲直，不亦為高義邪。又與×尚書曰，金，
木，水，火以剛柔相濟，然後克得其和，能為民用。青州天性峭急，××××××
××××迷於曲直。仁君度數弘廣，綽然有余，當以大包小，以優容劣，先除曹操以
卒先公之恨，事定之後，乃議曲直之計，不亦善乎。若迷而不反，則胡衷將有譏諱
之言，況我同盟，復能戮力為君之役哉。此韓蘆東郭××××××××××
××××××××自困於前而遭田夫之獲也。譚尚不從。××××××××××
××××××××××××××××××××××××××××××。(『通鑑』卷64漢紀56獻帝建安8年)

劉表以書諫×××××譚曰，君子違難不適讐國，交絕不出惡聲。××××××
××，×××××××××××××況忘先人之讐，棄親戚之好，而為萬世之戒，
遺同盟之恥哉。若×冀州不弟××，×××××××××××××君當降志辱
身，以濟事為務。事定之後，使天下平其曲直，不亦為高義邪。又與袁尚書曰，
××××××××××××××××××××××青州天性峭急，××××××
××××達於曲直，君×××××××××××當×××××××××先除曹操以
卒先公之恨，事定之後，乃議曲直之計，不亦善乎。若迷而不反，則是××××××
××××××××××××××××××韓蘆東郭××××××××××××
××××××××自困於前而遭田夫之獲也。譚尚皆不從。×××××××××××

××××××××××

『通鑑』は『三国志・魏書』卷6「袁紹伝」に引かれる『魏氏春秋』に基づいていると考えられるが、もとの『三国志』は『通鑑』の倍を超える長文である。『通鑑』の傍線部が『綱目』では削られている個所だが、夏振宇本にも傍線部の文字はない。また『綱目』以外の刪節本では、『陸氏通鑑』、『通鑑詳節』、『節要』などいはずれもこの話自体が省略されており問題にならない。B以外の説話もみな『綱目』に何らかの叙述があるので、この九つの説話は『綱目』に基づくものであると言ってよいだろう。

またII群のテキストには、大量の注釈や評釈が本文中にはめ込まれている。筆者はその注釈や評釈が何に基づいたものか調査してみた（音註は除く）。典拠不明のものもあるがいくつかはその出所を見つけだすことができた。

表1 夏振宇本の主な評注一覧

卷	評注
① 1	小方六七千，各立渠帥。 <small>補註謹接綱目所載云渠帥，夏書云殲厥渠魁，注云渠大，魁帥也。</small> ※ 按綱目とあるが、『綱目』や『通鑑』には見えず。
② 1	戰於廣宗。 <small>考証廣宗一統志云，東漢之邑即今北直隸順德府廣宗縣也。</small> ※ これは『綱目』卷12下中平元年5月の『通鑑綱目質実』から取ったもの。
③ 1	<small>補遺</small> 橋玄嘗曰，君未有名，可交許子將。…… ※ 嘉靖本卷1と共に通。『綱目』ではなく『通鑑』に拵るもの。
④ 1	卓暗奇之。 <small>考証董卓起至此三句，必原本編差，文理未明。今按綱目是日董卓迎見帝于北邙山下，帝見卓兵驟至甚是驚恐，都臣謂卓曰，有詔不許兵入。卓曰，公衆人為國之大臣，不能匡正王室，使天子播遷，何以令兵莫入。卓下馬與帝共語，語不得了，乃與陳留王語，卓問朝廷禍亂之由。王答，自初至終無所遺失。卓大喜，以王為賢。</small> ※ この夏振宇本の考証では『綱目』卷12下中平6年8月によって原文を「文理未明」と批判している。
⑤ 1	與賊大戰於東澗。 <small>考証東澗在河南府陝州西南七里。……</small> ※ 『綱目』卷13興平2年12月の『質実』の引用。
⑥ 1	急招故白波帥。 <small>取義故旧日也。靈帝末黃巾余黨……</small>

- ※ 『綱目』卷13興平2年12月の『集覽』の引用。
- ⑦ 1 会於渭陽。考證渭陽、綱目作址陽乃県名……
- ※ 『綱目』卷13興平2年6月の『集覽』の引用。
- ⑧ 1 補註通鑑前編云周襄王十七年狄人奉叔帶……
- ※ 『綱目』卷13建安元年7月の『質実』の引用。
- ⑨ 1 笮融音註笮音昨、三国志劉繇伝註……
- ※ 『三国志』云々とあるが、これは『綱目』卷13興平2年12月の『集覽』がもともと『三国志』を引いてこのように記している。
- ⑩ 2 補註按綱目功曹虞翻説、……
- ※ この補註は『綱目』卷13建安元年7月の本文からの引用。この直後に嘉靖本にはない物語（中川氏のA）が一つ挿入されているが、これも『綱目』からの引用であろう。改訂者は『綱目』に目を通しているうち、ついでに補いたくなつたのに違いない。
- ⑪ 2 操將呂布妻小并紹蟬載回許都。補遺後操以紹蟬賜關羽。未久、關羽惡蟬言詞反覆、激怒斬之。
- ※ 關羽怒斬紹蟬の話。『綱目』に載っているわけではないが、當時あまり有名だったので嘘と知りつつ補遺として書き足したのであろうか。
- ⑫ 3 關公自居外宅。補註三国志關羽本伝羽戰敗下邳、与昭烈之后俱為曹操所虜。操欲亂其君臣之義、使后與羽共居一室。羽避嫌疑、執獨侍后以至明暉。正是市宅分為兩院之時也。故通鑑斷論有曰、明燭以達旦、乃雲長之大節也。
- ※ 問題となった個所である⁽¹⁰⁾。潘栄「通鑑論斷」からの引用。
- ⑬ 4 其才不可量也。原義按通鑑孔明每自比管仲樂毅。時人莫之許也。管仲樂毅俱戰國時人。
- ※ 按通鑑とあるが、これは『綱目』卷13建安12年10月の本文にもある。恐らく『綱目』を見たのであって『通鑑』を参照したのではなかろう。
- ⑭ 4 荊州北拠漢沔。考證按通鑑沔音免、禹貢荊州註曰……
- ※ これも按通鑑とあるが、この記述は『綱目』卷13建安12年10月の『集覽』と同じであり、やはり『通鑑』に拠ったのではなかろう。
- ⑮ 4 終為篡盜南荊之地。考證荆南按綱目載云……
- ※ 『綱目』建安13年正月の『集覽』に同じ。
- ⑯ 4 見今吾國空虛。考證按綱目云今吳下建業。
- ※ これは『綱目』卷13建安13年正月の本文に拠っている。ただし『綱目』は「建業」ではなく「業業」（『三国志』も同じ）を作る。

- ⑯ 4 遂昌尹氏曰，自古篡弑之賊，必先去其所忌之人。
※ 『綱目』卷13建安13年8月の『発明』の引用。
- ⑰ 5 其所以結物情者。豈徒投醪撫寒。含蓼問疾而已哉。
考証按通鑑綱目無其所以結物情者以下三句。
※ これは習鑿齒論の一であるが、確かに『綱目』卷13建安13年9月の本文ではこの三句が欠けている。『通鑑』にもない。しかし、『三国志』裴松之注にはこの三句が見える。
- ⑲ 5 原来是閼雲長去江夏。
考証按綱目註江夏春秋時……
※ 待考。綱目註を参考にしていたらしいが、具体的にどの注に拠ったかは不明。
- ⑳ 5 各顧妻子。
考証通鑑綱目作子布元表各顧妻子。昭字子布，秦松字元表。
※ 『綱目』卷13建安13年10月の本文では確かにその通り。校訂者がきちんと『三国演義』と『綱目』とを照合しながら読んでいたことがわかる。
- ㉑ 6 踞胡床。
考証按綱目集覽胡床其制自虜來，故名胡床，即今之交床也。
※ 待考。これに該当する部分が見つからない。
- ㉒ 10 遂与群臣商議。
補遺按綱目呉王權以並尊二帝來告。……
※ 『綱目』卷15魏太和3年4月の本文の引用。
- ㉓ 10 屯於城固。
考証按綱目作西城今漢中府西城縣是也。
※ 『綱目』卷15魏太和4年7月の『質実』の一部。
- ㉔ 11 安心樂業。
補註按通鑑亮以前者數出，皆以運糧不繼使己志不伸，乃分兵屯田為久駐之基。耕者雜于渭濱居民之間而百姓安堵。
※ 『通鑑』とあるが、これは『綱目』卷15魏青龍2年2月の本文の引用。
- ㉕ 11 平地水深三尺。
評目武侯屢出祁山，不得志而回，為勦敵者司馬懿也。……
※ 嘉靖本にはないⅡ群系統独自の評か。『三国志伝』のⅢ群系統の笠郵齋本、楊美生本や、IV群の聯輝堂本、楊閻齋本には見えない。しかし余象斗の志伝評林本卷18にはこれと同じ評がある。恐らく余象斗はⅡ群系統の版本を見て、そこから宗僚やこういった評を参考にして自分のところの『三国志伝』に取り込んだのであろう。
- ㉖ 11 姜維驍勇，汝四將可戰之。
考証伝云內四將新旧本皆不載姓名。及考三国志史伝，及有姜維在洮水殺了魏將張明花永劉達朱芳等十余人。蓋即此四人。
※ 未詳。Ⅱ群以外の他の系統のテキストには見えない。ここでいう新本、旧本とはいかかるテキストのことを指しているのであろうか。また、正史の『三国

- 志』にはこの四名の名は見えないので、この注が言うところの「三国志史伝」がどのような書物かもわからない。
- ㉗ 12 又令長史吳綱送諸葛覲。音観音条、綱目作將小子覲至吳小少也。
- ※ 「観音条」の音注は嘉靖本にもある。「將小子覲至吳」は『綱目』卷16魏甘露2年の本文の引用。また「小少也」は同じところの『集覽』から。
- ㉘ 12 爾何不徙櫟胤呂挺。補註前年吳車騎將軍呂挺在江都……
- ※ 『三国志』呉書にもこの記述は見えるが、『綱目』卷16魏甘露元年10月の本文の引き写しである。

この表を見ると、II群のテキストにのみ見える多くの考証や補註が『綱目』及びその注釈である『質実』『集覽』、そして『発明』を参考にして書かれたものであることが分かる。また、⑩の注の後に『綱目』からの挿入説話が見えるので、これらの注とともに九つの説話もII群のテキストの中に取り入れられたのであろう。また、この改訂者は非常に注意深く、『三国演義』と『綱目』とを照らし合わせながら作業を行っていたことが⑯や⑰などの細かい注から窺われよう。

II群の一つ、南京刊本の周曰校本には次のような識語が掲げられている。

是書也、刻已數種、悉皆訛舛、茫昧魚魯、觀者莫辨。予深感焉、輒購求古本、敦請名士、按鑑參考、再三讎校、俾句讀有圈點、難字有音注、地理有釈義、典故有考證、缺略有增補、節目有全像、……

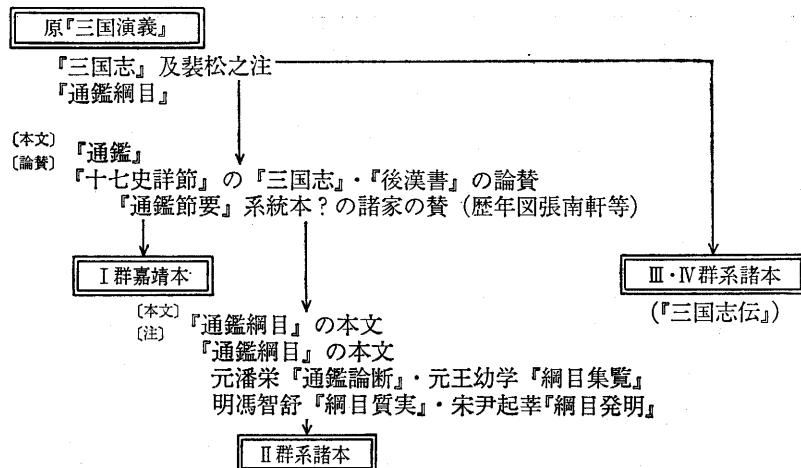
この識語の口吻からすると、周曰校がすべて音註や考証などをII群のテキストに盛り込んだかのようだが、周曰校本はII群の中で一番古いテキストではなく、周曰校がこうした改訂作業を行ったかどうかについては疑問符がつく。ただ、II群のテキストに傍線を付したような改訂が施されていることは間違いなく、何者かが『綱目』を参考にして、ある程度校訂をし、釈義や考証といった補註をつけ、「欠略に増補有り」と謳うように『綱目』に拠って説話を増補している。この改訂がなされた時期については知るよすがないが、初めて『綱目』の本文中に『質実』『集覽』などが分割されて綱毎に組み込まれた弘治11

年（1498）以降であることは確かである。

小 結

以上、これまで見てきたことを整理すると、『三国演義』と史書との関係は次のようになるであろう。

表2 『三国演義』諸版本の系譜



既に見てきたように、原『三国演義』で用いられた『綱目』は『通鑑纂要』などのようなダイジェスト（『綱目』も『通鑑』のダイジェストだったわけだが）ではない。同じく原『三国演義』では刪節本ではない正史『三国志』が用いられていたので、『綱目』も恐らくオーソドックスなテキストが使用されていたと見るべきであろう。

そうなると、従来『三国演義』の作者に擬されていた元末明初の戯曲作家、太原の人羅貫中が果たしてこのようなきちんとした『三国志』や『綱目』を見て『三国演義』を執筆できたのかという疑問が湧いてくる。当時はまだまだ書

物の高価であった時代であり、『三国志』はともかく、全59巻、普通の刊本なら優に五十冊を超える『綱目』を閲覧する便宜、あるいはそれを購入する資力が一介の戯曲作家「湖海散人」羅貫中にあったとは考えにくい。小川環樹氏は原作者の利用した書物に正史のダイジェストの『十七史詳節』を想定されたため、「『演義』の作者のよりどころとした歴史書が、われわれの想像するよりはずっとまことに、とぼしい史実しか供給しないものであったとしても、それはこの作品の文学としての、あるいは小説としてのまことに意味するものではない。………（中略）………作者の利用した材料が、今日から見れば意外なまでに貧弱だったということは、むしろ作者の文学者としての能力のすぐれていることを示すものだといってよいのではなかろうか。」と言われるが⁽¹¹⁾、原作者が読んだのはダイジェストではない『三国志』や『綱目』であり、それらをじっくり読み込むことで培われた教養が『三国演義』の面白さを生み出す源泉となっていたのではないだろうか。こうした勉強をするにはそれなりの環境が整っていなければならぬであろうから、原『三国演義』の作者は、元末明初の動乱期を生きた漂泊の戯曲作家ではなく、もう少し時代が下った明代中頃の、無名だがそこそこの教養はある知識人だったに違いない。

その後、原『三国演義』は嘉靖元年以前に、『通鑑』に拠って書き改められる。この際に用いられたのは、『陸氏通鑑』や『通鑑詳節』等々のダイジェストではなく、本物の『通鑑』であったから、この改訂作業に携わったのも学問のある人だったかもしれないが、作業そのものには杜撰さが目につく。また、『三国志』、『後漢書』の論贊も直接正史からではなく、『十七史詳節』乃至『節要』といったダイジェストから増補される。明の人、尹直の論贊は例外だが、歴年図、張南軒などの論贊は恐らく同一の書から来ているであろう。こうしてI・II群系統の祖本となる改訂本が完成した訳であるが、その中の一本がほぼそのままの形で上梓されたのが今残っている嘉靖本と考えられる。

また、嘉靖本とは別にI・II群系統祖本のひとつが更に弘治11年以降、万曆

20年以前にも再度改訂を施される。まず、本文に『綱目』の文章が九個所に増入された。その大半が晋朝成立以後の卷12（夏振宇本）に集中している。これは原『三国演義』のこのあたりの叙述が極めて手薄であったからである。原作者は、孔明が死んで以後の物語は吉川英治氏がそうだったようにあまり筆が進まず、『綱目』の記述を核にしつつ適当に書いたのであろう。そこへII群本の改訂者は小説全体のバランスを考えて『綱目』の故事を挿入したのである。そして『綱目』、『通鑑論断』、『綱目集覽』などを参考に相当数の注釈も施された。この注を見ると、改訂者が非常に注意深く『綱目』と『三国演義』とを読み比べていたことがわかる。彼が用いた『綱目』は『綱目質実』、『綱目集覽』、『綱目發明』が合刻されたテキストであったと想像される。

こうして原『三国演義』は、文人たちによって幾度も改訂されていくが、これが文人向けテキスト（雅本）のI・II・II'群系諸本であり、この中から『三国演義』の通行本となる毛宗崗本が生まれる。雅本のキーコンセプトは「より歴史書へ（史実化）」ということであり、具体的には原作に対して歴史書に拠った校訂や、書物全体のバランスを勘案した上での増補が行われ、その結果、識字階級の人々から見れば、より歴史書に接近した「高級な」小説に生まれ変わることになるのである。一方で、原『三国演義』に若干のフィクションは加えたものの、歴史書に拠る書き換えは一切行わずに刊行されたのが、通俗テキスト（俗本）のIII・IV群系諸本の『三国志伝』である。これらのテキストはしばしばその角書きに「按鑑」を謳っているが、これは実質を伴わない単なる宣伝文句と考えられていた。しかし、むしろ『三国志伝』の方が『綱目』に拠って作られた原『三国演義』本来の面貌をしっかりと留めているのであるから、「按鑑」というコピーをあながち出鱈目とは決めつけられない。

以上、『三国演義』が歴史書と密接に関わりながら変貌を遂げていく過程を見てきたが、こうしたテキストにおける雅俗の分解現象は『三国演義』に止まらず、同時代の講史小説全般についても似たような演変があった筈であり、こ

れについては章を改め論じることにしたい。

- 1 長澤規矩也『支那学術文芸史』(三省堂1958修正版) 197頁。
- 2 小川環樹『中国小説史の研究』(岩波書店1968) 第1章「『三国演義』発展のあと」付考2「『三国演義』の本づいた歴史書」28~30頁参照。原載は『東洋の文化と社会』第2輯1952)。
- 3 『三国演義』の基づいた歴史書を考える上で、版本の問題は避けて通れない。この方面では、金文京『三国志演義の世界』(東方書店1993)や中川諭『『三国志演義』版本の研究——建陽刊「花闇索」系諸本の相互関係』(『日本中国学会報』第44集1992), 「『三国志演義』版本の関係——「関索」系諸本の相互関係』(『集刊東洋学』第69号1993), 「明代長編小説における「文繁本」と「文簡本」および『三国志演義』諸本三系統の関わり」(『東北大学文学部研究年報』第44号1994)などに新たな研究成果が見られるが、諸本の系統分類や略称については概ね拙論「『三国演義』版本試論——通俗小説の流伝に関する一考察——」(『東洋文化』第71号1990)に拠ることにする。
- 4 周兆新(周強)『三国演義考評』(北京大学出版社1990)「《三国演義》与《十七史詳節》的關係」191頁参照。
- 5 歴史書との比較では以下のテキストを底本とした。『資治通鑑』294巻(中華書局1987)排印本, 『三国志』(中華書局1985)排印本, 蘆弼『三国志集解』(中華書局1982)影印本, 『後漢書』(中華書局1982)排印本。これら以外の特殊なテキストを参照した場合には適宜注記する。
- 6 注4前掲書192~195頁参照。
- 7 中川諭『『三国演義』版本の研究——毛宗岡本の成立過程』(『集刊東洋学』第61号1989) 79頁参照。
- 8 注7前掲論文79頁。
- 9 注7前掲論文69~70頁参照。
- 10 拙論「明代における三国故事の通俗文芸について——『風月錦囊』所収『精選続編賽全家錦三国志大全』を手掛かりとして——」(『東方学』第84輯1992) 88~91頁, 注3金文京前掲書123~135頁。
- 11 注2前掲書33頁参照。

第3章 隋唐故事の講史小説をめぐる諸問題

第1節 隋唐故事の講史小説の展開

小説が成立する前の段階でも、隋唐の歴史物語は『三国志平話』などの如くある程度体系的に語られていたと思われるが、残念ながらそうしたものが存在していたことを裏付けるような記録や平話のようなテキストは一切残っていない。現在残っているのは、筆記、変文、雜劇など断片的なものばかりであるが、それでもある程度物語がふくらみをもって語られていたことが窺われる。唐代には既に隋煬帝の故事を脚色して書いた韓偓の『開河記』、『海山記』(仮託とも言われる)、隋唐間の逸事を集めた劉餗『隋唐嘉話』、講唱文学でも敦煌变文に隋末の英雄韓擒虎を主人公とした『韓擒虎画本』、唐太宗の地獄めぐりを題材とした『唐太宗入冥記』などがある。宋以降は話本や戯曲のジャンルで虚構が拡大し、話本では『永楽大典』の『薛仁貴征遼事略』、『梁公九諫』などがあった。雜劇でも非常に多くの演目があったことが知られ、歴史劇では恐らく三国に次ぐ多さである。試みにその演目を挙げると、『元刊雜劇三十種』では『尉遲恭三奪槊』、『薛仁貴衣錦還郷』、脈望館明抄本の『唐明皇秋夜梧桐雨』、『程咬金斧劈老君堂』、『魏徵改詔風雲会』、『長安城四馬投唐』、『十八学士登瀛州』、『徐茂功智降秦叔宝』、『尉遲恭鞭打单雄信』、『唐李靖陰山破虜』、『下高麗敬徳不伏老』、『小尉遲將鬪將將鞭認父』、『尉遲恭单鞭奪槊』、『摩利支飛刀対箭』などがある。一方南戯では『白袍記』、『金貂記』など薛仁貴を主人公とするものがある。

では、明清両朝ではどのような講史小説が創作されたのであろうか。隋唐の時代を題材とする小説のリストを以下に掲げる⁽¹⁾。12~17は民国以降の石印本や排印本である。

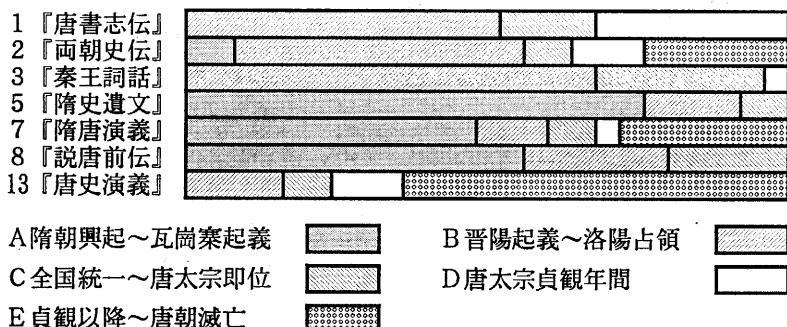
講史小説と歴史書(1)

- 1 『唐書志伝通俗演義』〔唐書志伝〕 8巻89節 明嘉靖32年（1553）序楊氏清江堂刊本 熊鍾谷編集
- 2 『隋唐両朝史伝』〔両朝史伝〕 12巻 120回 明万曆43年（1619）金闇書林龔紹山刊本 正徳3年（1508）林瀚序、楊慎序 東原貫中羅本編次
- 3 『大唐秦王詞話』〔秦王詞話〕 8巻64回 明万曆刊本 諸聖隣編次
- 4 『隋煬帝艶史』 8巻40回 崇禎3年（1630）人瑞堂刊本
- 5 『隋史遺文』 12巻60回 崇禎6年（1633）序刊本 袁子令序
- 6 『徐文長先生批評隋唐演義』 10巻114節 明末武林書坊刊本
- 7 『隋唐演義』 20巻100回 清康熙58年（1719）序刊本 複人獲撰
- 8 『説唐演義全伝』〔説唐〕 清乾隆元年（1736）序刊本
 - ① 『説唐前伝』 68回（『大反山東』、『四馬投唐』）
 - ② 『説唐後伝』（『説唐小英雄伝 羅通掃北』 16回・『薛家府伝・薛仁貴征東』42回）
- 9 『説唐三伝』 88回（『薛丁山征西』、『薛剛反唐』） 清乾隆刊本
- 10 『粉粧樓全伝』 80回 清嘉慶10年（1805）序刊本
- 11 『混唐後伝』 37回 清乾隆19年鴻宝堂刊本
- 12 『歴史長篇説部唐史演義』 32回 民国8年（1919）大達図書局刊 許慕義著
- 13 『唐史演義』 50回 民国11年（1922）上海会文堂新記書局刊 蔡東藩著
- 14 『唐宮二十朝演義』 100回 民国17年（1928）刊 許嘯天著
- 15 『興唐伝』 140回 陳蔭榮講述、金受申戴宏森整理 中国曲芸出版社 1984
- 16 『新編唐朝演義』 140回 黎新生著 上海文化出版社 1987
- 17 『唐太宗演義』 36回 郭良玉著 河南人民出版社 1988

これらの小説は一体どこがどう異なるのであろうか。そしてこんなにも各種の小説が生み出される必然性がどこにあったのだろうか。隋唐故事の小説を書く上で、作家を悩ませる点が三つあり、一つに時間の長さ、一つに人物の多さ、一つに事態の複雑化と言われているが⁽²⁾、やはり最も厄介なのが、一番目の時間の長さであったと思われる。各作品の扱っている時期を表にすると次のようになる。

表を見れば一目瞭然であるが、隋唐三百年間を均等に描くことは容易ではなく、小説によって重点的に描く時期が異なる。『隋史遺文』や『説唐』が隋朝

表3 隋唐故事の講史小説の時代区分



の興起から瓦崗寨起義までに紙幅の大半を割いているのに対し、『唐書志伝』や『大唐秦王詞話』のようにそのところを殆ど描かない小説もある。また、『隋史遺文』や『説唐』は唐太宗の登極でおしまいになるが、『唐書志伝』や『隋唐演義』は太宗の貞觀年間までを含んでいる。『隋史遺文』、『大唐秦王詞話』が唐貞觀以降を書かなければ仕方ないにしても、『両朝史伝』や『隋唐演義』も貞觀以降の時期をきちんと描いてはいないし、『唐書志伝』に至っては太宗の時代で終わりにしてしまっている。ちなみに啓蒙的な歴史小説を作るため時間の長さに応じて叙述しているのが蔡東藩であり、時間配分を正確に守れば『唐史演義』のようになる筈である。そして、時代の長さをどう処理するかによって人物像も当然変化てくる。三百年間をすべて描ききろうとすれば、全編を通じて主人公となるような個性的な人物形象を作り出すことは難しい。時期を区切って書くにしても、どの時期を重点的に描くかによって主人公も変わることよう。そこで齊裕焜氏は人物形象に着目し、隋唐の講史小説は英雄伝奇小説と歴史演義小説とに分類できるとした⁽³⁾。もちろん齊氏は隋唐の講史小説全てに目を通しているわけではなく、その分類には若干賛成できない点もあるが、隋唐系統の小説が歴史演義と英雄伝奇とに大別できることは間違いない。筆者の考えでは、これらの中で英雄伝奇と呼べるものは、『大唐秦王詞

話』、『隋史遺文』、『隋唐演義』、『説唐』等であり、一方『唐書志伝』は歴史演義に属する。『両朝史伝』は（『徐文長先生批評隋唐演義』も含め）英雄伝奇と歴史演義双方の特色があり分類するのが困難な作品である。

さて、本章ではこの作品群の中では最も古い歴史演義『唐書志伝』とそれに次ぐ『両朝史伝』に焦点を絞って論じていくことにしたい。

第2節 『唐書志伝通俗演義』の基づいた歴史書

『唐書志伝』の刊本は次の五種が伝存しており、その殆どが日本にしかないものである。

①楊氏清江堂刊本〔清江堂本〕 12×25 無図 嘉靖32年刊 原刊本

【北京図書館、内閣文庫】『明清善本小説叢刊』所収内閣文庫蔵本影印本。

②唐氏世徳堂刊本〔世徳堂本〕「新刊出像補訂參采史鑑唐書志伝通俗演義題評」

陳氏尺蠖齋評釈 12×24 有図 癸巳序（万暦11年？）刊 本文題次次行に「繡谷唐氏世徳堂校訂」とあり、図に「王少淮」の名が見える。

【静嘉堂文庫、尊經閣文庫】『古本小説叢刊』第28輯所収静嘉堂文庫蔵本影印本。

③周氏大業堂刊本 陳氏尺蠖齋評釈 12×24 有図 癸巳序（万暦11年？）刊
本文題次次行に「繡谷周氏大業堂校訂」とあり、図にやはり「王少淮」の名が見える。東北大学蔵本の巻6第47葉柱に「世徳堂刊」の文字が見える。

【東北大学ほか】未見。

④余氏三台館双峯堂刊本〔三台館本〕「新刊按鑑演義全像」 紅雪山人余応鰲
編次 13×23 上図下文 内題次次行「潭陽書林三台館梓行」
【宮内庁書陵部】『対訳中国歴史小説選集』6 所収宮内庁書陵部蔵本影印本。

⑤舒載陽刊本〔藏珠館本〕「新刊徐文長先生評唐伝演義」10×21 図32葉 万
暦48年序刊 封面に「書林舒載陽梓」とある。孫楷第氏は、舒載陽は蘇州

の書賣であり、この本はもとは杭州で刻されたもので、それが後に舒載陽の手に渡ったのであろうという。

【内閣文庫】『明清善本小説叢刊』所収内閣文庫蔵本影印本。

孫楷第氏は、これら諸版本について、藏珠館本は「此本（藏珠館本：筆者）每節標目，以勘世德堂本間有異同，或易其一句，或改数字，然大致相同。」とし、「以上四本，書名雖異，實為一書，其標題及內容文字，亦無不同。……然所閱者至多不過朱子『綱目』」と言っている⁽⁴⁾。

それではまず熊大木が参照したのがどんな歴史書であったのかを具体的に検討してみよう。孫氏が『綱目』を参考にした程度であろうと『綱目』の名を出したのは故ないわけではなく、清江堂本第71節の疏の後に「出通鑑綱目」とあり、確かにこれは『綱目』中の疏と殆ど異同がない。また以下の例からも清江堂本は『綱目』に拠っていたことが確かめられる。

[例6]

一日××謂太子少師蕭瑀曰，朕少得良弓十數張，××自謂無以加，近日以示弓工，乃曰，皆非良材。××蓋謂木心不正，則脈理皆邪，弓雖勁而發矢不直。××朕自以弓矢定四方，識之尚未能盡，況天下之務×××乎。乃命京官五品以上更宿中書內省，與寡人得問×民間疾苦，×政事得失。（清江堂本第60節）

××謂太子少師蕭瑀曰，朕少得良弓十數×，××自謂無以加，近×以示弓工，乃曰，皆非良材。××木心不正，則脈理皆邪，弓雖勁而發矢不直。××朕×以弓矢定四方，識之猶未能盡，況天下之務×××乎。乃命京官五品以上更宿中書內省，數延見，問×民×疾苦，×政事得失。（『綱目』卷39上）

壬申，上謂太子少師蕭瑀曰，朕少好弓矢，得良弓十數，自謂無以加，近×以示弓工，乃曰，皆非良材。朕問其故，工曰，木心不直，則脈理皆邪，弓雖勁而發矢不直。朕始寤寤者辯之未精也。×朕×以弓矢定四方，識之尚未能盡，況天下之務，其能偏

知平。乃命京官五品以上更宿中書内省，數延見，問以民間疾苦，~~×政事得失~~。（『通鑑』卷192唐紀8太宗貞觀元年）

×××上謂太子少師蕭瑀曰，朕少好弓矢，得良弓十數，自謂無以加，近×以示弓工，乃曰，皆非良材。朕問其故，工曰，木心不直，則脈理皆邪，弓雖勁而發矢不直。朕始寤彌者辯之未精也。×朕×以弓矢定四方，識之猶未能盡，況天下之務，~~其能徧~~知乎。乃命京官五品以上更宿中書内省，數延見，問×民間疾苦，乃政事得失。（『節要』卷36）

清江堂本とそれぞれの史書が共通する字句をゴチック体にしてある。『通鑑』の胡三省注は割愛した。『通鑑』には波線部の文字があるのに、清江堂本と『綱目』ではともに省略されている。また、傍線部の個所も『通鑑』と清江堂本、『綱目』は対立している。また、『綱目』以外の刪節本として『節要』の例を挙げたが、この段では『通鑑』の文章を削っておらず、『陸氏通鑑』、『通鑑詳節』も同様である。

以上で清江堂本の『唐書志伝』が『通鑑』や『節要』などの刪節本に拠らず、『綱目』に拠っていた（『綱目』も『通鑑』の刪節本ではあるのだが）ことが確かめられた。では、熊大木はどのような『綱目』のテキストを利用したのであろうか。それを知る手がかりになるのが、清江堂本中に大量に引用されている評注である。若干典拠未詳のものもあるが、一応史評は全て以下に掲げる。

表4 清江堂本の主な評注一覧

節	題名	典拠
① 6	胡氏	『綱目』卷37下胡致堂評
② 9	按唐史	『新唐書』卷93李靖列伝本文 ※ 少なくとも『綱目』中には見当たらない。「按唐史」としているからには本当に「新唐書」から取ったものかもしれない。
③ 10	評曰	待考。
④ 12	綱目断曰	『綱目』卷37下発明
⑤ 13	范氏曰	『綱目』卷37下范華陽評

- ⑥ 14 范氏曰 『綱目』卷37下范華陽評
- ⑦ 14 綱目断云 『綱目』卷37下發明
- ⑧ 14 范氏曰 『綱目』卷37下范華陽評
- ⑨ 17 評曰 待考。
- ⑩ 17 綱目断云 『綱目』卷38發明
- ⑪ 19 綱目断云 『綱目』卷38發明
- ⑫ 22 按唐史 『新唐書』卷84李密伝本文
- ⑬ 26 胡氏曰 『綱目』卷38胡致堂評
- ※ 『両朝史伝』30回総評にもこれは引用されている。
- ⑭ 27 胡氏曰 『綱目』卷38胡致堂評
- ⑮ 29 綱目断云 『綱目』卷38書法
- ⑯ 35 胡氏曰 『綱目』卷38胡致堂評
- ※ 『両朝史伝』43回総評にも引用されている。
- ⑰ 44 胡氏曰 『綱目』卷38胡致堂評
- ⑯ 48 范氏曰 『綱目』卷38范華陽評
- ⑯ 48 按 『新唐書』87蕭銑伝本文
- ※ 少なくとも『綱目』ではない。
- ⑳ 53 范氏曰 『綱目』卷39上范華陽評
- ㉑ 54 史断云 待考。
- ㉒ 57 可馬溫公曰 『綱目』卷39上司馬溫公評
- ㉓ 57 范氏有断魏徵 『綱目』卷39上范華陽評
- ㉔ 58 ?(長孫皇后) 『綱目』卷39上本文
- ㉕ 59 范氏断曰 『綱目』卷39上范華陽評
- ㉖ 60 按 『綱目』卷39上本文
- ㉗ 60 ?(封德彝) 『綱目』卷39上本文
- ㉘ 60 范氏断曰 『綱目』卷39上范華陽評
- ㉙ 61 史評伝 『綱目』卷39上發明
- ㉚ 61 ?(魏徵) 『綱目』卷39上本文
- ※ 『両朝史伝』81回本文にも似た文字あり。
- ㉛ 61 ?(房玄齡) 『綱目』卷39上本文
- ㉜ 71 ?(后長孫) 『綱目』卷39下本文

㉓ 72 ? (傳奕)

『綱目』卷39下本文

㉔ 75 司馬温公

『綱目』卷40司馬温公評

小松謙氏は『唐書志伝』や『両朝史伝』などについて孫氏よりもさらに細かく考察し、『唐書志伝』の種本については「『綱目』を加えたいわゆる“綱鑑系”の『通鑑』俗本と、『新唐書』系の史書など複数の通俗史書」を想定されているが⁽⁵⁾、小説の本文を見る限りでは、熊大木の種本は『綱目』そのものである。本文以外の評注について言えば、『唐書志伝』には全部で三十四条の史評や注が付されているが、その中で未詳のものと『新唐書』からの引用であると思われる三条を除けば全て『綱目』からの引用である。『綱目』の引用といつても『綱目』本文、司馬温公評、胡致堂評、范華陽評、発明、書法などに分けることができるが、胡致堂や范華陽の評、そして発明、書法などは、弘治以降の『綱目』では大抵、それぞれの綱目の後に組み込まれているので、熊大木は当時としては非常にオーソドックスな『綱目』を用いていたと言えるであろう。また、確かに②、⑫、⑯などは『綱目』なく、『新唐書』に似通った文章が見えるので、小松氏の指摘するように熊大木は『新唐書』を読破してはいなかつたにせよ、『新唐書』かその刪節本からこれらを引いてきたと考えられる。

これで清江堂本が基づいていた歴史書がほぼ明らかになったが、清江堂本が刊行されて以後に出た世徳堂本、三台館本、藏珠館本などについてもここで瞥見しておく必要がある。南京で明万曆11年に刊刻された世徳堂本は、陳氏尺蠖齋評釈が新たに加えられている点を除けば、極めて清江堂本の文字に近いテキストである。しかし建陽で刊行された三台館本は、作者を「紅雪山人余應鰲編次」と偽り、文章もかなり節略している信頼のおけないテキストである。余象斗の活動時期から考えると、出版された時期は万曆20年以降であろう。一方、杭州で上梓された藏珠館本は万曆48年刊とこの系統のものでは一番晩いテキストであるが、藏珠館本は徐文長批評を加えている点が他書と異なるほか、

本文にも若干異同があり、清江堂本をそのまま翻刻したテキストではない。以下にその例を示そう。

[例 7]

近臣奏軍衛不充，乞陛下裁處。太宗問群臣裁處之宜。~~×~~封德彝奏曰：民間中男雖未十八，其~~×~~~~×~~壯大者，亦可并點則軍伍可憲。上從之。

.....太宗敕將出。魏徵固執曰：國依于為民使良家盡入軍伍則何以堪。上曰且待來年，復點兵矣。魏徵復諫以為不可。×××××××××××
上怒××之。（清江堂本第59、60節）

清江堂本のこの叙述が『綱目』をよりどころにしていたことは一目瞭然である。ところが藏珠館本には、『唐書志伝』の原刊本である清江堂本にも見えない「軀幹」「不肯署敕。至于数四」(波線部)の字句がある。これらは一体どこから出てきたのであろうか。そこで『通鑑』を見てみると、これら藏珠館本

の、清江堂本と異なる文字は殆ど『通鑑』に由来していることが分かる。ちなみにここのことろ、『節要』や『李氏綱鑑』、『湯氏綱鑑』などの『綱鑑』も『通鑑』と殆ど異同がない。それゆえ原『三国演義』が『通鑑』で改訂されたように、蔵珠館本も『通鑑』か『節要』、あるいは『綱鑑』を使って清江堂本に若干修正を加えていたと考えられる。では蔵珠館本は綱目をベースに書かれた清江堂本をなぜわざわざ改めたのであろうか。その理由については、後で蔵珠館本と『両朝史伝』の関係について考察するときに詳しく論じることにしたい。

第3節 『唐書志伝通俗演義』から『隋唐両朝史伝』に至るまでの道程

本節では、『唐書志伝』と同じく明代に刊行された『両朝史伝』という講史小説にスポットをあて、未だ解明されていない『唐書志伝』と『両朝史伝』との関わりを論じる。現存している『両朝史伝』は次のようなテキストである。

錦揚升菴批点隋唐両朝史伝12巻122回 金闇龔紹山刊本 9×20 無図 明万曆47年刊

【尊経閣文庫】

『両朝史伝』には後印のテキストも存在するが⁽⁶⁾、本論では尊経閣文庫蔵本により考察を進めていく。『唐書志伝』が晋陽起義から唐太宗貞觀年間までを描いているのに対し、『両朝史伝』は隋煬帝の時から語り起こし、唐僖宗の時代までを描いており、小説としては『唐書志伝』とは全く別個の作品である。この『両朝史伝』の成立及び作者について最初に言及したのは孫楷第氏で⁽⁷⁾、孫氏の主張を簡単にまとめると以下のようになる。

- ① 『両朝史伝』と清江堂本『唐書志伝』はともに羅貫中原編『小秦王詞話』（現在残っている『大唐秦王詞話』はその改訂版であると孫氏は見る）がら

出したものであるが、『両朝史伝』は羅貫中の旧文を残しているのに対し、『唐書志伝』は『通鑑』を年代に従ってつなぎ合わせ補訂してしまっている。

② 『両朝史伝』の核となる部分は太宗の活躍を描く「詞話」に基づいているが、唐末の部分は万暦の書賈が付け足したものであろう。

③ 『両朝史伝』の林瀚序は偽物であろう。

④ 『唐書志伝』の周靜軒詩の作者、『両朝史伝』の周靜軒詩、楊麗泉詩の作者については知るところがないが、楊麗泉詩は『残唐五代史演義』にも見え、恐らく楊麗泉という人物は両方の書物の編纂にタッチしていた筈であり、『残唐五代史演義』の刊行時期は『両朝史伝』の出た万暦47年からそう離れていないであろう。

博覧の孫氏は非常に早い段階で、『両朝史伝』と『残唐五代史演義』に見える楊麗泉詩から楊麗泉という人物が両方の書物の編纂に関わっていたことを見抜いており、その慧眼には驚きに入る。ただ、孫氏は、①で羅貫中原編の『小秦王詞話』が二つに枝分かれし、原作の特色をより残しているのが『両朝史伝』、『通鑑』によって改められたのが『唐書志伝』だと述べているけれども、『唐書志伝』がよりどころとしたのが『通鑑』ではなく『綱目』であったことは既に前節で見た通りである。孫氏がここで『三国演義』の作者として知られる羅貫中を持ち出してきたのは、『両朝史伝』巻首に林瀚序があり、その中に林瀚が羅貫中原本の『隋唐志伝通俗演義』12巻なるものを手に入れたという旨が記されており（孫氏は序文そのものは偽作とするが）、本文の巻内書題次行にも「東原 貫中羅本 編輯」とあるからである。後に柳存仁氏は孫説を承け、『三国演義』と『両朝史伝』とで字句がそっくりの部分が五十個以上もあり、『両朝史伝』にはその叙述によって辻褷が合わなくなっている所もあることから、『両朝史伝』は『三国演義』よりも後の成立であり、『三国演義』から一部を『両朝史伝』に移植したのであろうと考えた⁽⁶⁾。そして『両朝史伝』の作者は

講史小説と歴史書(1)

『三国演義』を熟知していることから、現存する『両朝史伝』はかなり後人によって改変されてはいるけれども羅貫中の作品であるという見解を発表した。ただ、柳氏は孫氏の『両朝史伝』が『小秦王詞話』から出たとする意見には、やや妥当性を欠くのではないかと慎重な見方をしている。柳氏は、『両朝史伝』と『唐書志伝』との関係については特に言及していない。柳説の最大のポイントは、孫説を承けて『両朝史伝』と『三国演義』との関わりから『両朝史伝』には羅貫中の原作があり、それが十六世紀後期以前に周靜軒詩などを加えられ刊本として出版された、という点である。さて『両朝史伝』羅貫中作説について後ほど論ずることにし、ここでは先に『両朝史伝』と『唐書志伝』との関係について孫説を再検証していきたい。まず、双方に載せられている詠史詩を調べ⁽⁹⁾、その中から注目に値するものを拾ってみた。

表5 清江堂本の主な詠史詩

	後人	無名氏	周靜軒	熊鍾谷	趙雪航	史官
卷1	8			2	1	
卷2	3	1	1		1	
卷3	3	6				
卷4	8	3				
卷5	3	6	1			
卷6		1	9			
卷7		1	3			
卷8	3	1	3			
計	28	19	17	2	1	1

表6 『両朝史伝』の主な詠史詩

	楊麗泉	周靜軒	史官	後人	無名氏	范菊軒	謝竹軒
卷1	10		1				
卷2	5	1		1			
卷3	9	1	2	1	4		1
卷4	6		1				
卷5	4			4			
卷6	1	3	1	2	2		
卷7	1			10	1		
卷8	2	1	2	4		2	
卷9	1	1	3	8		1	
卷10	3	2	9	2	4		
卷11	1	4	7	2	1		
卷12	3	2	3	2	1		
計	44	15	33	32	13	3	1

『両朝史伝』に於ける楊麗泉詩の突出ぶりが目を惹くが、不思議なのは『両朝史伝』に15首、『唐書志伝』に17首の周靜軒詩があるのにこれらは一首も重複していない点である。もし『両朝史伝』と『唐書志伝』が同根から生じたものなら両者に共通する周靜軒詩があってもよさそうなものであり、まことに不可

解な現象である。しかし、詠史詩全体で見れば両者で重複するものが5首ばかり存在する。すなわち清江堂本巻首の「鍾谷子述古風一篇」、第21節の無名氏詩（『両朝史伝』第33回無名氏詩）、第26節の無名氏詩2首（『両朝史伝』第30回楊麗泉詩）、第33節の後人詩（『両朝史伝』第53回後人詩）である。このうち後人詩だけは『唐書志伝』の諸本や『両朝史伝』の間に若干の字句の異同が見られる。

〔例8〕

隋政不綱君弱懦	天下蒼生罹慘禍	顛危四海賊寇多	城郭人民半凋落
山後独夫劉武周	梟雄屹起駭諸侯	高皇震怒旌旗出	白日交兵天地愁
美良川上玉龍飛	豪傑揮鞭緊急追	殺氣撼搖山岳動	両併輸贏鼙鼓催
今來川畔良嘆惜	水面洪波無馬跡	當時事業已成空	綠楊枝上有寒日

（清江堂本33回）

表7 後人詩の字句対校表

清江堂本	併	惜
世徳堂本	辺	息
三台館本	辺	息 （三台館本は“凋”字を“寥”字に作る）
藏珠館本	併	息
両朝史伝	併	息 （『両朝史伝』は“追”字を“隨”字に作る）

この例を見る限りでは『唐書志伝』の藏珠館本が一番『両朝史伝』に近いようである。他の例でも、藏珠館本と『両朝史伝』との間に何か関連を見出せるであろうか。

〔例9〕

魏徵容貌不遜中人，而有胆略，善回人主意，每犯顏苦諫，或×上怒基××××× ××亦為之止×。上嘗得佳鶴，自臂之，望見徵來，即藏匿於懷中，徵××奏事故 久，鶴竟死懷中。×嘗謁告上冢，還，言於上曰，人言陛下欲幸南山，嚴裝已畢而竟 不行，何也。上笑曰，初實有此心，畏卿囁，故不敢行耳。（清江堂本第61節）

×徵容貌不逾中人，而有胆略，善回人主意，每犯顏苦諫，或×上怒甚×××××
 ××亦為之震威。上嘗得佳鶴，自臂之，望見徵來，××匿×懷中，徵××奏事故
 久，鶴竟死懷中。×嘗謁告上冢，還，言於上曰，人言陛下欲幸南山，嚴裝已畢而竟
 不幸，何也。上笑曰，初實有此心，畏卿嗔，故中輟×耳。（『綱目』卷39上）

×徵容貌不逾中人，而有胆略，善回人主意，每犯顏苦諫，或逢上怒甚，徵神色不
 移，上亦為之震威。上嘗得佳鶴，自臂之，望見徵來，即藏匿于懷中，徵知之奏事故
 久，鶴竟死懷中。又嘗謁告上冢，還，言于上曰，人言陛下欲幸南山，嚴裝已畢而竟
 不行，何也。上笑曰，初實有此心，畏卿嗔，故中輟×耳。（藏珠館本第61節）

×徵狀貌不逾中人，而有胆略，善回人主意，每犯顏苦諫，或逢上怒甚，徵神色不
 移，上亦為之震威。×嘗謁告上冢，還，言於上曰，人言陛下欲幸南山，外皆嚴裝已
 畢而竟不行，何也。上笑曰，初實有此心，畏卿嗔，故中輟耳。上嘗得佳鶴，自臂
 之，望見徵來，匿懷中，徵奏事固久不已，鶴竟死懷中。（『通鑑』卷193唐紀9太宗
 貞觀2年）

魏徵容貌不逾中人，而有胆略，善回人主意，每犯顏苦諫，或逢帝怒甚，徵神色不
 变，帝亦為之震威。帝嘗得佳鶴，自臂之，望見徵來，匿之懷中，徵奏事故久不已，
 鶴死懷中。一日帝嘗罷朝。怒曰，會須殺此田舍翁。長孫皇后問為誰。帝曰魏徵。
 ……（『兩朝史伝』第81回）

唐の名臣魏徵についてのいわば補註のような文章であるが、同じ『唐書志伝』の世徳堂本、三台館本は清江堂本と全く同じである。『綱目』の「震威」、「中輟」といったやや難しい文語は『唐書志伝』では「止」、「不敢行」などの分かりやすい表現になっているが（波線部）、ここ全体が『綱目』に基づく文章であることは見やすいであろう。しかし、藏珠館本は清江堂本では改められている「止」、「不敢行」等の文字がもとの「震威」、「中輟」に戻っており、かつ清江堂本や『綱目』に見られない「逢」「徵神色不移」の文字がある。そこで『通鑑』や『節要』、『李氏綱鑑』等を見渡すと「震威」、「中輟」が使われており、『綱目』で削られている「逢」「徵神色不移」の文字もあるので、これは藏珠館

本が『通鑑』か、『綱目』以外の『通鑑』のダイジェストで校訂した結果と考えられる。正史の『新唐書』卷97及び『旧唐書』卷71「魏徵傳」にもこの話はあるが、文章は『通鑑』よりさらに簡単でどちらも藏珠館本を改めるにあたって参考にはならない。

一方、『両朝史伝』でも第81回の貞觀17年正月、魏徵が世を去るというところでこのエピソードが引かれているが、ここにも清江堂本にはない「逢」、「徵神色不變」「震威」の文字が見える。『両朝史伝』では後半の太宗が行幸を取りやめた話はないので当然「中輒」の文字もない。そこから考えると、藏珠館本と『両朝史伝』の関係は、藏珠館本が『両朝史伝』を種本として用いたのではなく、『両朝史伝』が藏珠館本を参考にしていたのだということになる。それにしても、藏珠館本は不思議なテキストである。文章の大部分は清江堂本と同じなのに、ままこのように史書で校訂している箇所があったりする。一体藏珠館本の編者は何のためにこんな作業をしていたのであろうか。次に挙げる例は藏珠館本から『両朝史伝』への過程を考える上でも、また、藏珠館本の改訂作業の意味を探る上でも興味深いものである。

〔例10〕

左親衛寶琮×××××××××亦亡命在太原，素与世民有仇。×××××世民嘗加意待之。×××××琮意乃安。時晉陽×監××裴寂，与××××××××××××
××
×××
××
××
×××
×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××
×烽火，×寂嘆曰。貧賤如此，復逢亂離，××××何以自存，文靜笑曰，××××
時世可知。吾二人相得。何憂貧賤。××××××××××××××××××××
××××××××即今唐公之子李世民，××××××××此人雖少，有命世才也。
我与你当相結納×。寂默然××。(清江堂本第1節)

左親衛寶琮××××××××亦亡命×太原，素与世民有隙。×××××世民嘗加

意待之。××
 ×××
 ×××
 ××
 ××××晋陽令××劉文靜××××××××××××××××××××××相与同宿。見城上×
 ×烽火，×寂嘆曰。貧賤如此，復逢亂離，××××何以自存，文靜笑曰，××××
 時事可知。吾二人相得。何憂貧賤。×××××××××××××××××××
 ××××××××文靜見李世民而異之深結納，謂寂曰，此人雖少，有命世才也。
 ×××××××。寂初未然之。〔『綱目』卷37下〕

左親衛竇琮，熾之孫竇憲隋初三公亦亡命在太原，素与世民有隙。每以自疑，世民嘗加意待之。出入臥內，琮意乃安。時晋陽宮監××裴寂晋陽宮，隋離宮也。隋離宮皆置宮監。按寂字玄真，蒲州桑泉人，幼孤，之，年十四補郡主簿，及長，偉容貌，涉知書伝。閑皇中調左親衛。家貧，徒步走京師，經華嶽廟祭而祝曰，窮困至此，敢修試■神之有■具運命，若富貴可期，當降吉夢。再拜而去。夜夢白頭翁謂寂曰，卿年三十後，方可得志，終當位極人臣，後為齊州司戶。大業中，歷侍御史駕部承務■晋陽宮副監。與晋陽令××劉文靜善，××××××××××××××相与同宿。見城上×
 ×烽火，×寂嘆曰。貧賤如此，復逢亂離，××××何以自存，文靜笑曰，××××
 時事可知。吾二人相得。何憂貧賤。繼而文靜見李世民而異之。深自結納，謂裴寂曰，唐公子李世民，非常人也，天授類漢高，神武同魏祖，年雖少，命世才也。
 ×××××××。寂默然×。〔藏珠館本第1節〕

左親衛竇琮，熾之孫竇憲隋初三公亦亡命在太原，素与世民有隙。每以自疑，世民嘗加意待之。出入臥內，琮意乃安。晋陽宮監漪氏裴寂隋離宮皆置宮監。漪氏縣，屬河東郡××
 ×××
 ×××
 ××
 ××××晋陽令武功劉文靜××晋陽縣，帶太原郡。武功縣，屬京兆郡。相与同宿。見城上×
 ×烽火，×寂嘆曰。貧賤如此，復逢亂離，復扶又翻，將何以自存，文靜笑曰，××××
 時事可知。吾二人相得。何憂貧賤。文靜見李世民而異之。深自結納，謂×寂曰，
 ×××××××此非常人也，天授類漢高，神武同魏祖，年雖少，命世才也。
 ×××××××。寂未然之。〔『通鑑』卷183隋紀7恭帝義寧元年〕

裴寂字玄真，蒲州桑泉人，幼孤，兄鞠之。年十四補郡主簿，及長，偉容貌。涉知書

伝。開皇中調左親衛。家貧，每徒步走京師，過華山祠，祈神自卜，夜夢老人謂曰，君年踰四十當貴。大業中，後為齊州司戶參軍。歷侍御史，晉陽宮副監。(『新唐書』卷88「裴寂傳」)

裴寂字玄真，蒲州桑泉人，祖融，司木大夫。父瑜，絳州刺史。寂少孤，為諸兄之鞠養。年十四補州主簿，及長，疎眉目，偉姿容。開皇中為左親衛。家貧無以自業，每徒步詣京師，經華嶽廟，祭而祝曰：窮困至此，敢修誠謁，神之有靈，鑑其運命，若富貴可期，當降吉夢。再拜而去。夜夢白頭翁謂寂曰：卿年三十後，方可得志，終當位極人臣耳。後為齊州司戶。大業中，歷侍御史駕部承務郎，晉陽宮副監。(《舊唐書》卷57「裴寂傳」)

まず『唐書志伝』について言えば、世徳堂本は「当」字を「同」に作るだけであとは清江堂本と全く同じ。三台館本もやはり「同」字を作るほか、少し文章を簡略化している。ゴチック体のところは清江堂本と『綱目』で共通する文字だが、やはりここも『綱目』に拠っているのは間違いない。ところが蔵珠館本では清江堂本にはない「每以自疑」、「出入臥内」、「大度類漢高、神武同魏祖」などの文字が見える。そこで『通鑑』を見てみると、『通鑑』で「豁闢類漢高」となっているところが蔵珠館本では「大度類漢高」となっているなど若干異同もあるが、基本的には『通鑑』と同じである。そしてこのところ、

『節要』や『湯氏綱鑑』等の『綱鑑』にはみな前半の竇琮と李世民のエピソードが欠けているため、藏珠館本は『通鑑』のダイジェストではなく、『通鑑』そのものに拠っていることがはっきりしてきた。藏珠館本には清江堂本にない詳細な注が多く見えるが、その一部は『通鑑』の胡三省注をそのまま引き写したものである。また、注ではこのほか『新唐書』、『旧唐書』が引用されている。藏珠館本の裴寂についての注と、『通鑑』、『新唐書』、『旧唐書』とを比べてみると、藏珠館本注は、まず最初に『通鑑』注を用い、次に『新唐書』の前半を継ぎ、そして最後に『旧唐書』の後半部分をもってきていることは明らかであり、藏珠館本を改訂した編集者は『通鑑』、『旧唐書』、『新唐書』といった本格的な史書を駆使してその作業に当たっていたことが見えてくる。藏珠館本で劉文静のせりふが「大度」に作られているのも恐らく『旧唐書』卷57「劉文静伝」で「大度類於漢高」とあることから来るものであろう。藏珠館本はこのように史書に基づいて注を付けることを目指したテキストで、その過程でほんの少しばかり清江堂本にはない説話の増補したりしているが、それらは全体のごく一部に過ぎず基本的には『唐書志伝』である。一方、『両朝史伝』はどうなっているかというと、藏珠館本で増補された字句は相当省かれている。しかし、「字玄真、桑泉人也。為晉陽宮副監」は恐らく藏珠館本注を踏襲したものではないか（清江堂本では「晉陽監」）。また、藏珠館本では「大度」だったものが「豁闊」に、「默然」が「未然之」に改められている。この二箇所の異同を整理してみると、

表8 歴史書、小説間の字句対校表

『通鑑』	『綱目』	清江堂本	藏珠館本	『両朝史伝』	『新唐書』	『旧唐書』
未然之 豁達	未然之 ／	默然 ／	默然 大度	未然之 豁闊	未謂然 豁闊	未然之 大度

これを見るとこの部分の叙述が、『綱目』→清江堂本『唐書志伝』→（『旧唐書』）→藏珠館本『唐書志伝』→（『通鑑』、『新唐書』？）→『両朝史伝』、とい

うように変遷を遂げているのがわかる。さて、ここで問題となってくるのが『両朝史伝』の利用した種本の正体であるが、それは次節で検討することにする。

以上で、孫楷第氏の言うように『両朝史伝』と『唐書志伝』とは同根から生じたものではなく、『両朝史伝』は『唐書志伝』の一テキスト、藏珠館本の系統から発展していったものであることが確かめられた。ここで藏珠館本の系統と言ったのは、現存している藏珠館本は万暦48年刊で、『両朝史伝』が上梓された翌年に出たものであり、かつ藏珠館本の欠落している部分が原刊本の清江堂本と『両朝史伝』双方に認められる場合がままあるので、『両朝史伝』が現在の藏珠館本を底本としていた筈はないからである。恐らく、藏珠館本が「徐文長批評本」として売り出されるより前に、誰かが史書による校訂、増注を試みたテキストが存在し、それが『両朝史伝』や『唐書志伝』藏珠館本の基づいたテキストになっていたのであろうと想像される。

第4節 『隋唐両朝史伝』の基づいた歴史書

附 『隋唐両朝史伝』は羅貫中の作品か

前節で、『両朝史伝』が『唐書志伝』の藏珠館本系統のテキストに拠っていることを明らかにしたが、『両朝史伝』の作者は『唐書志伝』の文章をそのまま使うということは殆どせず、何らかの手を加えている場合が多い。詠史詩は前節で見たように、共通する詩はわずかに5首に過ぎず、周靜軒詩に至ってはわざわざ別の周靜軒詩（これが本当に周靜軒の詩かどうかわからないが）に入れ替えてしまっている。『唐書志伝』に多く見られた史評に関しても同じである。以下に『両朝史伝』の主な史評を掲げる。

表9 『両朝史伝』の主な評注一覧

節	題名	典拠
① 30	総評	<u>藏珠館本26回胡氏曰</u>

- | | | |
|--|--------|---|
| ② 43 | 総評 | 蔵珠館本34回胡致堂評 |
| ③ 66 | 史官贊 | 未詳。 |
| ④ 79 | 史官評云 | 未詳。 |
| ⑤ 80 | ? | 『綱目』卷40本文 |
| ※『旧唐書』『新唐書』の引用ではない。『節要』、『李氏綱鑑』、『湯氏綱鑑』に
も見えない。『通鑑』は『綱目』と殆ど同じだが、『綱目』の方が若干『両朝史
伝』に近い。 | | |
| ⑥ 81 | ? | 蔵珠館本61回本文 |
| ⑦ 81 | ? | 『李氏綱鑑』卷20、『湯氏綱鑑』卷33本文(貞觀6年) |
| ※『綱目』からの引用ではない。 | | |
| ⑧ 81 | ? | 『李氏綱鑑』卷20、『湯氏綱鑑』卷33本文(貞觀3年) |
| ⑨ 89 | ? | 未詳。 |
| ⑩ 94 | ? | 未詳。 |
| ⑪ 94 | 宋孫甫評 | 未詳。 |
| ⑫ 98 | 宋孫甫評曰 | 未詳。 |
| ⑬ 98 | 総評 | 『李氏綱鑑』卷21、『湯氏綱鑑』卷39胡致堂評 |
| ⑭ 104 | 総評 | 『李氏綱鑑』卷22、『湯氏綱鑑』卷38胡致堂評 |
| ⑮ 107 | 総評 | 『李氏綱鑑』卷23、『湯氏綱鑑』卷39胡致堂評 |
| ⑯ 109 | ? | 『湯氏綱鑑』卷39 |
| ※『節要』、『湯氏綱鑑』などは『通鑑』卷220とほぼ同文。これについては後述
するが、『李氏綱鑑』卷23の本文では少し文字が削られており、不適格。 | | |
| ⑰ 109 | 総評 | 『李氏綱鑑』卷23、『湯氏綱鑑』卷39贊曰(『新唐書』
卷19張巡伝)歐陽修贊) |
| ⑱ 110 | 史官評玄宗云 | 未詳。 |
| ⑲ 110 | 総評 | 『李氏綱鑑』卷23、『湯氏綱鑑』卷39発明 |
| ⑳ 113 | 評論云 | 『李氏綱鑑』卷24、『湯氏綱鑑』卷40贊曰(『新唐書』
卷137郭子儀伝)歐陽修贊) |
| ㉑ 113 | 史官評曰 | 未詳。 |
| ㉒ 115 | 総批 | 『李氏綱鑑』卷24、『湯氏綱鑑』卷41胡致堂評 |
| ㉓ 118 | 総評 | 『李氏綱鑑』卷25、『湯氏綱鑑』卷44丁南湖評 |
| ㉔ 121 | 総批 | 『李氏綱鑑』卷26、『湯氏綱鑑』卷44贊曰(『新唐書』 |

卷9 僧宗本紀歐陽修贊)

ここで『綱目』や『通鑑』を基準とせず、『節要』系『綱鑑』の『李氏綱鑑』、『湯氏綱鑑』と対照したのは『綱目』、『通鑑』には見えない評が『両朝史伝』には多かったからである。蔵珠館本にもある評が『両朝史伝』でも三個所用いられていた。また、『両朝史伝』では各回末に「総評」「総批」が付されているが、その多くに『綱目』の発明、胡致堂評など様々な史評が用いられていることが判明した。未詳の史評もいくつかあるが、これらは作者の自作の評であるかもしれない。史評の中で目を惹くのが、⑪⑫の孫甫の評、⑯⑰⑲の『新唐書』の贊、㉓の丁南湖の評である。丁南湖は、明正徳3年の進士で本名は丁奉、号南湖と称し、『節要』などの著作がある。また、⑯⑰⑲は確かに『新唐書』の歐陽修贊ではあるが、字句の異同を検証してみると、『両朝史伝』の引用はむしろ『綱鑑』に近い。それゆえ、『両朝史伝』の作者はこれらの評を直接原典から引いてきたのではなく、丁南湖評や歐陽修贊、そして胡致堂評、発明、孫甫評などを含む合評本の『綱鑑』から引用していたのではなかろうか。

さて、今度は『両朝史伝』の本文について、歴史書との関わりを検証してみる。『唐書志伝』は高宗の時代で終わっているので、『両朝史伝』の後半は必然的に史書に拠って構成されることになる。

〔例11〕

却説王仙芝攻蘄州，先使人致書与刺史裴渥××××××××××××××××
 ×××××××××相約，兩下按兵不戰。渥許為之奏官。×××××××××
 隨即開城迎仙芝與黃巢等××××入城，置酒款待，厚賜金帛，裴渥又為上表明仙芝
 不反。×××××××××××××××××××××××××××××××××××
 ××××××帝赦其罪，詔封仙芝為左神策軍押牙之職，××××××××××
 ××××仙芝××甚喜，便欲受之，××黃巢×××××大怒曰，始吾與汝，共
 立大誓，橫行天下，今汝獨取官而去×，使此五千余衆何所歸乎。隨挺杖擊仙芝，傷
 ×首流血，其衆譴諱不已。仙芝××××遂不受命，乃大掠蘄州，×××××××

×××××××××××××××××××××××××与巢瓜分其軍三千余人從仙芝，
×××三千余人從巢，分道而去。（『両朝史伝』121回）

××王仙芝攻蘄州。蘄州×××刺史裴渥，王鐸知舉時所擢進士也。王鎔在賊中，
為仙芝以書說渥。渥與仙芝約，××歛兵不戰，×許為之奏官。鎔亦說仙芝許以如約。
渥乃開城延仙芝及黃巢輩三十餘人入城，置酒，大陳貨賄以贈之，×××表陳其狀。
諸宰相多言，先帝不赦龐勛，期年卒誅之。今仙芝小賊，非龐勛之比，赦罪除官，益
長姦宄。王鐸固請，許之。乃以仙芝為左神策軍押牙兼監察御史，遣中使以告身即蘄
州授之。仙芝得之甚喜，鎔渥皆賀。未退，黃巢以官不及己，大怒曰，始者×××共
立大誓，橫行天下，今×獨取官赴左軍，使此五千余衆安所歸乎。因殴××仙芝，傷
其首××，其衆譴譁不已。仙芝畏衆怒，遂不受命，×大掠蘄州，城中之人，半驅半殺，
焚其廬舍。渥奔鄆州，勅使奔襄州，鎔為賊所拘。賊乃分其軍三千余人從仙芝及尚君
長，二千余人從巢，各分道而去。（『通鑑』卷252唐紀68僖宗乾符3年）

××王仙芝攻蘄州，×××以書與刺史裴渥×××××××××××××××
××××××××××××約，××歛兵不戰，渥許為之奏官。××××××××
××開城延仙芝及黃巢輩×××入城，置酒，厚贈之，×××××××表陳其狀
××××××××××××××××××××××××××××××××××××
×××××××××××××詔以仙芝為左神策軍押牙，××××××××××
××××仙芝××甚喜，××××××××黃巢××××，大怒曰，始者×××共
立大誓，橫行天下，今×獨取官而去×，使此五千余衆安所歸乎。因殴××仙芝，傷
其首××，其衆譴譁不已。仙芝×××遂不受命，×大掠蘄州，×××××××
××××××××××××××××××××××××××××××××××××
分其軍三千余人從仙芝及
尚君長，二千余人從巢，×分道而去。（『綱目』卷51）

王仙芝と黃巢は唐僖宗の時に叛乱を起こすが、ここに書かれている事件をき
っかけに仲違いしてしまう。『両朝史伝』、『通鑑』、『綱目』の三つを比較する
と、『通鑑』の傍線部の個所が『綱目』では削られているが、そのところが『両
朝史伝』でも全くないので、この例に関して言えば『綱目』が限りなく底本に
近い。一方、『陸氏通鑑』、『通鑑詳節』、『節要』、『李氏綱鑑』、王世貞『綱鑑大
全』と言った『綱目』系統ではないダイジェストにはこの記事すらないで論

外である。『綱目』系ダイジェストと考えられる黃洪憲『歴朝紀政綱目』、姜宝『資治大政記綱目』は『綱目』と殆ど同じだが、『通鑑纂要』はこの記事を欠く。鍾伯敬『資治綱鑑正史大全』は一部を簡略化しているのでよりどころにするには無理がある。また、この話は『五代史平話』の『梁史平話』卷上にも載っているが、『五代史平話』は『綱目』系統の史書に依拠していたらしく『両朝史伝』とは共通点が多い（『五代史平話』の基づいた歴史書については第4章で論じる予定）。ただ、ここでは『五代史平話』の方が史書の記述に縛られず比較的自由に書いてるので、『両朝史伝』が『五代史平話』に基づいていいるということはない。

以上、『両朝史伝』が依拠していた可能性のある史書や小説を検証してみたが、結局のところ『両朝史伝』の本文が『綱目』に拠って作られていたことはほぼ間違いないさうである。ところが次の例は少し変わっている。

〔例12〕

巡初守睢陽時，卒僅万人，城中居人亦且數萬，巡一見問姓名，其後無不識者。前後大小~~×~~四百余戰，殺賊卒十二萬人。巡行兵不依古法~~×~~戰陣，令本將各以其意教之。人~~×~~問其故，巡曰，今與胡虜戰，雲合鳥散，變態不常，數步之間，勢有同異。臨機應猝，在於呼吸之間，而動詢大將，事不相及，非知兵之變者也。故吾使兵識將意，將識士情，役之而往，如手之使指。兵將相習，人自為戰，不亦可乎。自興兵來，器械甲杖皆取之於敵，未嘗自修。每戰，將士或退散，巡立於戰所，謂將士曰，我不離此，汝為我還決之。將士莫敢不還，死戰，卒破敵。又推誠待人，無所疑隱。臨敵應變，出奇無窮。号令明，賞罰信，與衆共甘苦寒暑，故下爭效死力云。（『両朝史伝』109回）

巡初守睢陽時，卒僅万人，城中居人亦且數萬，巡一見問姓名，其後無不識者。前後大小戰凡四百余，殺賊卒十二萬人。巡行兵不依古法教戰陣，令本將各以其意教之。人或問其故，巡曰，今與胡虜戰，雲合鳥散，變態不恆，數步之間，勢有同異。臨機應猝，在於呼吸之間，而動詢大將，事不相及，非知兵之變者也。故吾使兵識將意，將識士情，投之而往，如手之使指。兵將相習，人自為戰，不亦可乎。自興兵~~×~~，器

械甲杖皆取之於敵，未嘗自修。每戰，將士或退散，巡立於戰所，謂將士曰，我不離此，汝為我還決之。將士莫敢不還，死戰，卒破敵。又推誠待人，無所疑慮。臨敵應變，出奇無窮。号令明，賞罰信，與衆共甘苦寒暑，故下爭致死力×。（『通鑑』卷220唐紀36肅宗至德二載）

巡初守睢陽時，卒僅万人，城中居人亦且數万，巡一見問姓名，其後無不識者。前後大小戰凡四百余，殺賊卒十二萬人。巡行兵不依古法教戰陣，令本將各以其意教之。人或問其故，巡曰，今與胡虜戰，雲合鳥散，變態不恆，數步之間，勢有同異。臨期應猝，在於呼吸之間，而動詢大將，事不相及，非知兵之變者也。故吾使兵識將意，將識士情，投之而往，如手之使指。兵將相習，人自為戰，不亦可乎。××××，器械甲杖皆取之於敵，未嘗自修。××推誠待人，無所疑慮。臨危應變，出奇無窮。号令明，賞罰信，與衆共甘苦寒暑，故下爭致死力×。（『綱目』卷44下）

安史の乱の中で反乱軍と戦い死んだ張巡という人物のエピソードで、『両朝史伝』では評や贊のように一字下げて刻されている（前掲表9の⑯）。『唐書志伝』には勿論ない。『通鑑』の記述は『両朝史伝』と殆ど変わらない。『陸氏通鑑』、『通鑑詳節』、『節要』も「不恆」を「不常」に作る点を除けば、『通鑑』と同じである。また、『湯氏綱鑑』卷39では、やはり「不恆」を「不常」に作るほか、『両朝史伝』と同じように「役之而往」となっている。ところが『綱目』では、『通鑑』や『両朝史伝』に見える、「未嘗自修」から「推誠待人」までの數十字が欠落している。それゆえ、この部分のよりどころは『綱目』ではあり得ない。明嘉靖以降のダイジェストでは、黄洪憲『歷朝紀政綱目』、姜宝『資治大政記綱目』、『通鑑纂要』の記述は基本的には『綱目』に拠りつつもより一層簡単になっている。『李氏綱鑑』、王世貞『綱鑑大全』、鍾伯敬『資治綱鑑正史大全』、王世貞『綱鑑大全』、『重訂王鳳洲先生会纂綱鑑』は『節要』を更に『綱目』とは異なる個所で數十字削っている。またこの場面は『新唐書』、『旧唐書』ではかなり文字に異同があり、『両朝史伝』はこの二本をここでは利用

していないと断言できる。よって以上からこの記述は『綱目』ではなく、『節要』もしくは『節要』系『綱鑑』に基づいていると考えられるのであるが、この直前直後は明らかに『綱目』に拠っているためちぐはぐの感が否めない。何故、『綱目』の文章の間に割り込むように『節要』系の文章が挟み込まれているのであろうか。本節で、『両朝史伝』に評注を加えるため丁南湖評や欧陽修贊、そして胡致堂評、発明、孫甫評などを含む合評本の『綱鑑』が使われていた事実を明らかにしたが、筆者は、この⑯のエピソードも恐らくその際に増補されたものではないかと想像する。なぜなら、この109回の総評（表9の⑰）は欧陽修の贊を盗んだものだが、この欧陽修贊は『新唐書』からの直接の引用ではなくて『節要』系『綱鑑』からの孫引きに違いない、かつその贊はこのエピソードとよくマッチしているからである。評注を付けた人物は、この回の総評はたまたま『綱鑑』にあった欧陽修贊を使いたかったので、そのため同じ本から張巡の為人がよくわかるこの話を引用したのであろう。このように考えると、先に『綱目』に拠って文章が作られ、その後で『綱鑑』に拠って評注が加えられたということで、『両朝史伝』の編纂でわざわざ二種類の『通鑑』のダイジェストが使用されていることもうまく説明がつく。また、ここで使われた『綱鑑』であるが、具体的にどのようなテキストなのか、かなり絞られてきた。本文は『節要』の系統で、丁南湖評など表9にリストアップされる多くの評を付すもの。現時点でこうした条件を満たしているのは『湯氏綱鑑』である。また、『李氏綱鑑』もこここの張巡の例を除けば、全て条件をクリアしている。王重民氏は、丁南湖評を取り入れた最初の『綱鑑』は、万曆間に余象斗の出した『新刻九我李太史校正古本歴史大方通鑑』20巻であり、『李氏綱鑑』はそれがもとになっているらしいので⁽¹⁰⁾、20巻本では傍線の箇所が省かれずにあることも十分に考えられる。ただ、これは日本に伝本がないため未調査であり、今後の検証に待ちたい。

さて、『両朝史伝』が利用していた歴史書にもう一つ、『新唐書』が挙げられ

る。『唐書志伝』蔵珠館本の冒頭には、清江堂本など三本に見えない唐太宗のエピソードが新たに盛り込まれている。

〔例13〕

大業末，煬帝於雁門為突厥所圍，世民応募救援，隸屯衛將軍雲定興營。將行，謂定興曰，必齋旗鼓以設疑兵。且始畢可汗挙國之師，敢圍天子，必以國家倉卒無援。我張軍容，令數十里旗旛相統，夜則鉦鼓相應，虜必謂救兵雲集，望塵而遙矣。不然，彼衆我寡，悉軍來戰，必不能支也。定興從焉。師次崞県，突厥候騎馳告始畢曰，王師大至。由是解圍而遙。（蔵珠館本第1節）

大業中，突厥圍煬帝于雁門，煬帝從圍中，以木繫詔書，投汾水而中，募兵救援。世民年十六，往応募，隸將軍雲定興，謂定興曰，虜敢圍吾天子者，以為無援故也。今宜排列吾軍分作前後為數十里，使其昼見旌旗，夜聞征鼓，彼必疑我以為大至，則可不擊而走。不然，知我虛實，則勝敗未可知也。定興從之。軍至崞縣，突厥候騎見其軍來不絕，果馳告始畢曰，救兵大至矣。遂引走去。（『両朝史伝』第9回）

蔵珠館本のこの一節は『旧唐書』卷2「太宗本紀」の引き写しである（『新唐書』や『通鑑』、『綱目』とは若干異なる）が、これと同じ物語がやはり『両朝史伝』の第9回にある。両者とも話柄自体は同じだが、よく見ると傍線部のように『両朝史伝』には蔵珠館本に見えない文字がある。これらは実は『新唐書』卷2「太宗本紀」に由来するものである。『両朝史伝』の編者は当然蔵珠館本を通してこの話の存在自体は知っていた筈であるが、この第9回で『新唐書』「太宗本紀」を冒頭から引用し始めたので、そのままこの部分も蔵珠館本の『旧唐書』の記述から『新唐書』の記述へと塗り替えてしまったのであろう。『両朝史伝』の評に関する引用状況を見ると（表9参照），『新唐書』系の贊は利用されているが『旧唐書』の贊や本文は用いられておらず、『旧唐書』ではなく『新唐書』で校訂するというのが作者の方針であったのかもしれない。

さて、最後にこの『両朝史伝』が羅貫中作であるか否かという問題について少し論じておきたい。『両朝史伝』が熊大木編集の『唐書志伝』の系統（蔵珠

館本)を底本としていたことが明らかになった以上、羅貫中が作ったという柳存仁氏の説はもう一度考え直す必要が出てこよう。しかし、『両朝史伝』は「東原 羅本貫中 編次」を謳い、実際『三国演義』とよく似た情節が多く見られる。これは一体どう説明をつけたらよいのであろうか。そこで『三国演義』とよく似た個所を少し検証してみる。

[例14]

……遁去尋野味，不得，乃殺其妻以食之。密×謂曰，此何肉也。太和曰，是野豬肉也。其味甚美，密×飽食。天晚辭去。後院借馬，見殺死其妻於廊下。臂上尽割其肉。××問之，方知是他妻肉，痛傷而×別。……（『両朝史伝』5回）

……遁去尋野味，不得，×殺其妻以食之。玄徳問曰，此何肉也。劉安曰，此狼×肉也。×××，二人飽食。天晚辭去。後院取馬，見殺死其妻於廊下。臂上尽割其肉。玄徳問之，方知是他妻肉，痛傷而上馬。……（聯輝堂本卷4「呂布敗走下邳城」）

『三国演義』には多くの版本があるが、その中でも『両朝史伝』は『三国志伝』系統の筆者がIV群に分類するテキストと共通点が多い。千田大介氏は、その中でも聯輝堂本が最も近いと指摘するが⁽¹¹⁾、確かにここでも聯輝堂本『三国志伝』が特に似ているので例に挙げた。

このエピソードは清江堂本ではなく、清江堂本の同じところには『新唐書』から引用された文章があるだけだが、『両朝史伝』ではそのもともと連続していた『新唐書』の文章の間に割り込むようにこのエピソードが入れられているので、これは後から増補されたものである可能性が高い。また回末の総批からも「……至于食其妻之肉而不知。天乎人乎。」と殊更にこの増補が強調されているような印象を受ける。このような清江堂本には見えない、『三国演義』によく似た話は、回末の総批、総評で何かしらコメントされている場合が多い。

〔例15〕

妃与少帝×××正×在後庭嗟嘆。宮女来報董康至。大駭。康執酈酒与少帝曰、夏日炎熱、×××特上壽酒。少帝泣曰、何相迫如是耶。康曰、壽酒勿疑。呂妃曰、既云壽酒當先上汝壽。康怒曰、汝母子不肯飲耶。呼左右持短刀白練於前曰、壽酒不飲、可飲此二物。呂×妃跪告康曰、妾身代帝飲酒、願將軍見憐母子性命。康叱曰、量汝何等可代帝死。康拳盃与呂妃×曰、你可先飲。(『両朝史伝』20回)

少帝与母何太后正立在楼上嗟嘆。宮女来報李儒至。大駭。儒執酈酒与×帝曰、春日融融、董太尉特上壽酒。少帝×曰、何相逼如是也。儒曰、壽酒勿疑。太后曰、既云壽酒當先上汝壽。儒怒曰、汝母子不待飲耶。呼左右持短刀白練於前曰、壽酒不飲、可飲此二般。唐貴妃跪告儒曰、妾身代帝飲酒、願相公見憐母子性命。儒叱曰、量汝何等可代王死。儒拳盃与何太后曰、你可先飲。(聯輝堂本巻1「廢漢君董卓弄權」)

『両朝史伝』で、少帝の母親である呂妃が妾が「帝に代わって飲みますから、どうか哀れに思って母子（つまり自分と息子の少帝）の命をお助け下さい」というのは、飲めば自分は確実に死んでしまうのだから矛盾がある。これは聯輝堂本『三国志伝』では少帝（『両朝史伝』でも『三国志伝』でも同じ少帝）の妃、唐貴妃のせりふであり、それを母親である呂妃のせりふとしたために話の筋に齟齬をきたしたのであろう。こここの総批では「宇文弑逆、誠天地所不容。神人所共憤者也。何更曰千日為臣、不如一日為君。而令部將董康酈死其少帝、及即位。而天黑三日、逆風大起。上帝之明威、乃不足懼乎。」と宇文化及の弑逆について論評を加えている。宇文化及が少帝を弑す話は史実であり、清江堂本にもあるが、『両朝史伝』よりはるかに簡単な記述で、「遂用薬酒与少帝飲、少帝仰天大哭數声、守備者無不流涕。少帝不得已接過薬酒飲下、須臾七孔中迸流鮮血而死。」と二行ばかりで終わっている。

また、これは『三国演義』を引用したのではないけれども、『両朝史伝』48回で「叔寶曰、公獎譽太過。孔明乃一軍師。吾何敢當。世勣曰、若比孔明誠有不同。以吾觀之、足下過於閑張遠矣。」「秦王大喜、遂令德明與衆相見。是日宰

牛殺馬，開設筵宴。效着桃園結義故事。………今我王拜汝為兄，欲以重用，志在恢復唐之故地。故效桃園之事。結生死之交。足下亦如關張之事劉備，韓信之事高祖，建功樹業，以酬其德足矣。」と繰り返し『三国演義』の話が引き合いに出され，例によって「………秦王效桃園之事，結生死之交，誠千載奇逢也。叔宝焉能不如關張之事蜀，韓信之事漢乎。………」と総評がこれについて論評している。その他“諸葛亮博望燒屯”に似ている第7回，“張飛關索取閩中” のプロットや文字を借りた16回，いずれも総評はその話について先人の史評の引用ではないオリジナルな論評を加えており，増補の部分を読者にさりげなくアピールしている。これらの事例から考えると，『三国志伝』の文章を使って増補した人間と，『節要』系『綱鑑』などを参照しながら評や注を加えた人間は同一人物，もしくは同じ仲間であった可能性が高い。また，それとは若干時間的にずれがあったかもしれないが，『唐書志伝』を底本とし，『綱目』，『新唐書』などに拠って文章を書き換え，周靜軒詩もすっかり入れ替えるという全面的な改訂，いやここまでくれば創作と言ってよいが，この作業を行ったのも同じ連中であろう。そして，その中心人物こそが『両朝史伝』，『残唐五代史演義』や『列国志伝』に見える楊麗泉詩の作者，楊麗泉だったのではないだろうか。特に，楊麗泉詩と総評に関しては，用いられている字句まで非常によく似ているケースがあり，どちらも楊麗泉本人が手掛けていたとみられる。楊麗泉は一応詩を作ることが出来るわけだから（『列国志伝』中にも楊麗泉は詩を挿入しているが，これらは余象斗からどうしてこんな詩が入っているのかと酷評されていることからも分かるようにそうレベルの高いものではない）読書人としてある程度の教育は受けていた筈であり，あるいは余象斗のように科挙になかなか合格出来ず，出版業に鞍替えした人であったかもしれない。清白堂楊麗泉は，熊大木の『唐書志伝』を出した清江堂の楊湧泉と同族であったと推測され，やはり建陽書林の名門だった余氏の一族余象斗と生まれ育った環境も時代も殆ど同じである。一連の講史小説の改編は必ずしも楊麗泉一人の手で行われ

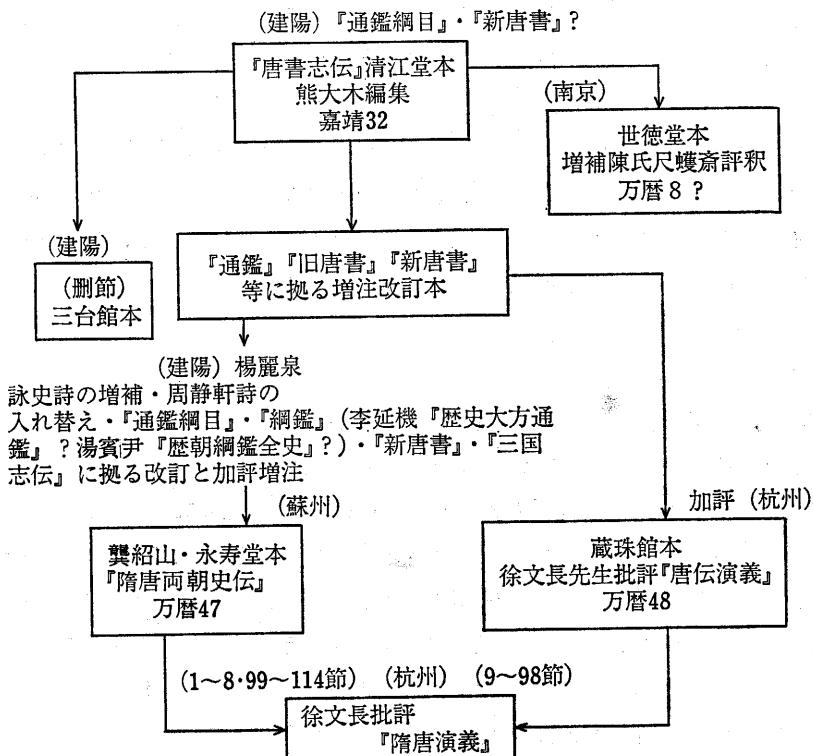
たのではなく、他にもパートナーがいたのかもしれないが、楊麗泉がその中心的存在だったことは間違いない。楊麗泉たちは、『両朝史伝』、『残唐五代史演義』などをセットにして販売する企画をたて、その企画にそって『両朝史伝』の前後を延ばしたり、『残唐五代史演義』の後半を継ぎ足したりしたが、その際に『三国演義』の作者羅貫中のブランドで売り込むべく、IV群系統のテキストである『三国志伝』を部分的に参照し「羅貫中編次」と銘打つ講史小説を作り上げたのであろう。しかし、楊麗泉が実際にこの小説を自分の所で刊行することが出来たかどうかはまた別問題であり、今のところは彼が上梓した講史小説はこの世に存在していない。楊麗泉の刊行した講史小説以外の作品はいずれも上図下文の小部で貧弱なものであり、楊氏清白堂の経営状態を端的に示しているようである。通俗出版が飛躍的に発展を遂げた明代において書物を刊行するのにどれだけの資力とノウハウを要したかということについては、大木康氏や陳大康氏に研究があるが⁽¹²⁾、『残唐五代史演義』のように比較的短いものならともかく、長篇の『両朝史伝』などを出すことは清白堂には難しく、結局それらを刊行できたのは資本と技術を持った建陽の余象斗三台館や、蘇州の龔紹山といった当時の大手出版社だけだったのだろう。

小 結

以上、隋唐故事の講史小説の基づいた歴史書を検証することによって予想外に色々なことが分かってきた。これらの小説がよりどころとした歴史書についてもう一度整理しておく。『唐書志伝』の清江堂本は、地の文では全面的に『綱目』を利用していた。史評では『新唐書』（あるいはその刪節本）本文、『綱目』本文、発明、胡致堂評、范華陽評、書法、温公評が引用されており、『新唐書』を除けば、これらは明弘治年間以降の『綱目』には必ず付属していたものであり、熊大木はオーソドックスな『綱目』を使っていたと言えよう。同じ『唐書志伝』でも藏珠館本は本文や史評を『通鑑』、『旧唐書』、『新唐書』で一

部校訂増補している。その藏珠館本系統の『唐書志伝』を基にして新たに作られた『両朝史伝』は、本文に関しては『綱目』、『節要』系『綱鑑』（『李氏綱鑑』か？）、『新唐書』、『三国志伝』等の書物を用いてリライトしている。史評や注では『綱目』、『新唐書』歐陽修贊、『節要』系『綱鑑』、孫甫評、發明、胡致堂評、丁南湖評を利用（典拠不明のものも若干残っているが）していた。『両朝史伝』の編者はまずオーソドックスな『綱目』を使って本文を書き、それから諸家の史評がたくさん集められている『節要』系『綱鑑』を用いて評や注を付けていたと推定される。その他参考にした書は当時の隋唐平話のような注を付けていたと推定される。

表10 隋唐故事の講史小説の系譜



話本や戯曲など数え切れない。

さて、この隋唐故事の講史小説で歴史演義に属するものの系統は次のように総括できるであろう。

『唐書志伝』の各種刊本は嘉靖32年刊の清江堂本から全て出ている。世徳堂本は挿図に「万八刊」(万暦八年、1580)とあるので、講史小説のうちでは比較的早期に刊行されたものであり、陳氏尺蠖齋評釈を売り物にしている。各節に見開き一面の挿図が施され、清江堂本との異同も極めて少なく、通俗小説では『三国演義』の嘉靖本に次ぐ精刻本と言える。余象斗三台館本が刊行された正確な時期は不明だが、三台館の活動時期から判断すれば、恐らく万暦20年以降であろう。三台館本の巻首には「三台館山人書」とする「唐書演義序」が付されているが、これは世徳堂本の巻首にあるものと同じである。世徳堂本序は「書之尺蠖齋」とあって撰者は不明であり、もともとこの序は世徳堂本や三台館本の底本とした書に付されていたものかもしれない。

ただ、余象斗は南京の書を参考にして出版することがあるので、世徳堂本を見てそれを盗用した可能性もある。三台館本は地の文が相当簡略化された、誤字脱字もかなり多い刪節本であり、世徳堂本や藏珠館本が三台館本に拠って刻されたとは到底考えられない。ただ、清江堂本と世徳堂本の間で字句が異なるケースで不思議に世徳堂本と三台館本とは一致を見る。しかし三台館本が世徳堂本のような立派な精刻本を直接の底本として刊刻したのならばここまで誤字が多くなるとも思えない。それゆえ、世徳堂本と三台館本の間には本文自体に関しては直接の継承関係はなかったであろう（序文だけ三台館本が盗んだ可能性は残っている）。

藏珠館本は、既に述べたように部分的に改訂されたテキストであるが、原本である清江堂本と世徳堂本、三台館本が字句において対立する場合、清江堂本と一致していることがあるので、世徳堂本を底本としたものではないようである。前節で、この藏珠館本と『両朝史伝』とに共通点が見られるということを

指摘したが、しかし『両朝史伝』は今我々の目にしている藏珠館本を底本にしていたのでもない。そもそも『唐書志伝』の藏珠館本は『両朝史伝』の出た翌年に刊行されているので、これを見て参考にすることは不可能であり、とすれば『両朝史伝』の編者が見たのは、藏珠館本の底本となっていたテキストということになる。藏珠館本が基にしたのは恐らく万曆中期に出た清江堂本の改訂本であったに違いない。それには多分まだ徐文長の偽評も加えられていなかつたことであろう。

『両朝史伝』の編者については、『唐書志伝』には見えない楊麗泉という人物の詩が挿入されていることから、第一に彼を編者に擬することができよう。楊麗泉については『残唐五代史演義』のところで改めて詳しく論じたい。『両朝史伝』の出現は当時の通俗出版界に大きな影響を与えた。従来の『唐書志伝』と異なり、隋末から唐の終わりまでをきちんとカバーし（『唐書志伝』は唐太宗の時代で終わりなので、『唐書志伝』と銘打つのは若干問題があろう）、『残唐五代史演義』『列国志伝』等とセットにして売り込もうとする蘇州書賈の積極性がその巻末の牌記に読み取れる。

是集自隋公楊堅，于陳高宗大建十三年辛丑歲，受周王禪，即帝位起，歷四世禪位于唐高祖，以迄僖宗乾符五年戊戌歲，唐將曾元裕勦戮王仙芝止，凡二百九十五年。繼此以後，則有殘唐五代志傳詳而載焉。讀者不可不并涉獵，以睹全書云。萬曆己未歲季秋既望金闇書林龔紹山繡梓

現存する藏珠館本は、杭州で刷られたものではなく蘇州の書賈舒載陽が藏珠館から板木を買い取り蘇州で売り出したのではないかと孫楷第氏は言っているが、そうだとすれば、蘇州の書肆にとっても『両朝史伝』の刊行は刺激的であった筈であり、そのすぐ後に『両朝史伝』の一部と藏珠館本かそれと殆ど同じ系統の『徐文長先生批評唐伝演義』を組み合わせた安直な書物『徐文長先生批評隋唐演義』も刊行されている。『両朝史伝』中の隋煬帝の話などがある1～8回と、太宗以降の話を一部端折ってくっつけ、『唐伝演義』から『隋唐演義』

へと名前を変えて売り上げ増大をはかったのであろう（巻1の末行はうっかり「批評唐伝演義」と昔の名前にしている）。

また、『唐書志伝』よりは多くの民間伝説を包含し、虚構性に富む『両朝史伝』が世に問われると、それに續けとばかりに明末に『大唐秦王詞話』、『隋史遺文』が、そして清朝に入ってからは褚人獲『隋唐演義』、『説唐』シリーズなど隋唐故事の小説が陸續と上梓される。前述のように隋唐の時代は大変長いため、どの時期に焦点を絞るか、誰を中心に描くかでさまざまなヴァリエーションを作ることが可能であった。歴史書を下地に作られた歴史演義は『唐書志伝』に始まり、それが『両朝史伝』へと姿を変える過程でかなりの虚構が加えられる。一方、『両朝史伝』や『大唐秦王詞話』では尉遲敬徳が、『隋史遺文』、『説唐』では秦叔宝が主人公をつとめており、『両朝史伝』を除くこの三本は完全な英雄伝奇小説となっている。さらに付言すれば、民国に入ってこの英雄伝奇の伝統を断ち切ろうと蔡東藩は啓蒙読本の如き『唐史演義』を著すが、その後も次々と隋唐故事の小説は発表され続けている。清朝初期、毛宗岡本『三国志演義』が完成することにより三国故事の講史小説の歴史にピリオドが打たれ、現在に至るまで毛宗岡本が愛読されているのに比べ、そういう意味では隋唐故事の講史小説は未だ決定版が出ておらず、その演変は今もって進行形ということになるのであろうか。

1 小説の版本については孫楷第『重訂中国通俗小説書目』（人民文学出版社 1982）（以下『孫目』と略称）、孫楷第『日本東京所見小説書目』（人民文学出版社 1981）、大塚秀高『増補中国通俗小説書目』（汲古書院 1987）を参考にしている。筆者は1992年中国古典小説研究会夏合宿で「講史小説試探——隋唐演義小説を手がかりとして——」という口頭発表を行ったが、このリストを初め本章の多くはその時の発表に基づくものである。その後、千田大介氏も「羅家将と隋唐故事の変遷」（1993.3 中国古典小説研究会例会口頭発表）で筆者と似た観点から羅家将をメルクマールに隋唐故事の変遷を系統化しようと試みている。同氏には薛仁貴故事の変遷について分析した論考「薛仁貴故事変遷考」（『中国文学研究』12 1991.12）もある。また、最

東洋文化研究所紀要 第130冊

近発表された小松謙氏の論考、「隋唐をめぐる講史小説の展開について」(『中国古典小説研究』第1号1995)も隋唐の小説の分化を考察する上で参考になった。

- 2 黎新生『新編唐朝演義』(上海文化出版社1988)序。
- 3 斉裕焜「論隋唐系統小説的演化」(『明清小説研究』1988-4)。
- 4 孫楷第『日本東京所見小説書目』卷3明清部2, 37頁。
- 5 注1 小松氏前掲論文51頁。
- 6 横山弘「『隋唐志伝』版本小考」(『奈良女子大学文学部研究年報』第31号 1988)に氏の家蔵する万曆47年金闇永壽堂刊本を紹介している。これは尊經閣文庫蔵の金闇龔紹山『兩朝史伝』の後印本であるらしい。
- 7 注4 前掲書卷3明清部2の38~40頁。
- 8 柳存仁「羅貫中講史小説之真偽性質」(劉世德編『中国古代小説研究』上海古籍出版社1983所収, 原載は『香港中文大学中国文化研究所学報』8—1, 1976) 94頁~。
- 9 詠史詩と講史小説との関係については張政烺「講史与詠史詩」(『国立中央研究院歴史語言研究所集刊』10 1948)という先行業績があり, 近年の研究では, 大塚秀高「講史章回小説の出版と変容——『列国志』をめぐって——」(『中国古典小説研究動態』第3号1989), 岡村真寿美「『秦併六国平話』と胡曾の詠史詩」(『日本中国学会報』第46集1994)・「講史小説に於ける詠史詩——胡曾詩を中心に——」(『九州中国学会報』第33集1995)がこの問題について詳しく論じている。
- 10 王重民『中国善本書提要』(上海古籍出版社1983) 100頁『新刊憲台攷正少微通鑑全編』の項。
- 11 千田大介「李玉の歴史故事伝奇と乾隆期英雄伝奇小説～『麒麟閣』と興唐故事小説を中心に」(『中国古典小説研究』第1号1995) 82頁。
- 12 大木康「明末江南における出版文化の研究」(『広島大学文学部紀要』第50巻1991) 第1章「明末江南における書籍出版の状況」及び第2章「明末江南における出版業隆盛の理由」, 陳大康『通俗小説的歴史軌跡』(湖南出版社1993) 第2章第1節「印刷業落後の制約」参照。